



プラン・インターナショナルの、多様な性的指向、性自認、性表現、性特性を持つ人びと (SOGIESC)に関する意見書

本書は、多様な SOGIESC を持つ人びとの権利に対するプラン・インターナショナルの世界的な立場を示すものである。本書の分析と立場は、世界的な証拠、多様な SOGIESC の子どもやユース、私たちのパートナー、そしてさまざまな利害関係者との広範な協議に基づいている。

多くの困難に直面しながらも、多様な SOGIESC を持つ子どもやユースは日々、力強さ、主体性、そして自身のために生き抜き、提唱する謙虚な姿勢を示している。プラン・インターナショナルは、このような子どもやユースに寄り添い、「誰一人取り残さない」という持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に重要な役割を果たせることを誇りに思う。この立場は、ジェンダー平等を推進する私たちの活動と密接に関係しており、女の子の平等はすべての女の子の平等を意味すると考えている。

私たちは本意見書の作成に関わったすべての方々に感謝する。多様な SOGIESC の子どもやユース、私たちのパートナー、そして技術リード・コンサルタントとしての Edge Effect を含め、本意見書の作成過程で協議や検証に関わったすべてのステークホルダーに感謝する。

目次

はじめに	4
1. 概要と戦略	7
有害なジェンダーと社会規範	11
法律と政策	11
社会的・経済的排除	13
国際人権基準と公約	14
SDGs	15
変革への動き	15
多様な状況下で働く	16
交差性	17
ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ	18
提携	19
2. SOGIESCの多様性とプログラム・働きかけの合致方法	21
AoGDs	
SOYEE	22
PfV	22
IQE	24
SRHR	28
LEAD	31
ECD	35
人道的対応	37
	40
付録1:用語集と略語集	
SOGIESC用語集	43
略語集	43
	45
参考文献	46

はじめに





はじめに

プラン・インターナショナルは、すべての子どもとユースが、強制、差別、暴力、虐待から解放され、保健医療、教育へのアクセスや、参加とリーダーシップのフォーラムを通じて、尊厳のある豊かな生活を送る機会を持つべきだと信じている。プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ子どもとユースを包摂することは、私たちの中核的な活動の一部であり、ジェンダー変革および排除への私たちの戦略的取り組みを実施する上で不可欠な要素であると認識している。

これはプラン・インターナショナルの意見書である。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、インターセックス、クィア/クエスチョニング(LGBTIQ+)の人*を指して使われることが多い、多様なSOGIESCを持つ人を包摂するための権利に関する取り組みについて、私たちの立場を提示するものである。

本文書は、多様なSOGIESCを持つ子どもとユースにとって重要な、現在の世界的状況、法的・政治的枠組み、特定の問題についての分析を含んでいる。プラン・インターナショナルが女性と女の子に焦点あてていることを反映し、その多くが多様なSOGIESCを持つことを認識している。したがって、プラン・インターナショナルのジェンダー関連活動、特に女性と女の子の権利と平等に関する活動には、多様なSOGIESCの視点が必要であると認識している。また、ノンバイナリーの人や男性や

男の子を含む、多様なSOGIESCを持つあらゆるジェンダーの人びとが、差別、暴力、排除を経験していることを認識している。本意見書は、SOGIESCを子どもとユースの生活の多くの側面の一つとして認識し、それらの側面の疎外が互いに組み合わされ、複合化する可能性があるという交差分析の枠組みを統合している。

本文書は、プラン・インターナショナルの「Global Policy on Gender Equality and Inclusion」の改訂版(2023年)および「Global Strategy **All Girls Standing Strong**」に沿ったものであるが、さらに踏み込んで、ジェンダー平等と包摂、ユースのリーダーシップ、より一般的な子どもとユースの権利の実現など、これらの文書で特定された優先分野におけるSOGIESCの多様性の統合に関する指針を提供するものである。分析と立場は、プラン・インターナショナルの組織的価値観と国際人権、子どもの権利、ジェンダー平等基準への誓約に基づいている。

(* 本文書では、「LGBTIQ+の人びと」ではなく、「多様なSOGIESCを持つ人びと」という表現を用いている。プラン・インターナショナルがこの表現を選んだ理由は、性やジェンダーの多様性がLGBTIQ+の頭文字の分類に反映されない、あるいはそれに該当しない人も包摂するためである。プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ人びとが、各々の言語でさまざまな用語や表現を使ったり、LGBTIQ+の頭文字の方を好んだりする可能性があることを認識している。プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCの人びとの言語選択を尊重し(安全保障上の配慮による場合もある)、現地の市民社会組織(CSO)や個人によって好まれる特定の文脈における言語を使用するよう適応する。

分析と見解は、世界的な証拠、プラン・インターナショナルの既存のプログラムと提唱活動、そして南北アメリカ、西・中央アフリカ、南部・東部アフリカ、アジア・太平洋地域の4つの地域におけるユースとの協議を基に慎重に検討し、作成された。本文書は、複数回にわたる職員の協議を経て、2022年にフィリピンで開催されたワークショップにおいて、職員、市民社会アクター、ユースによって検討・検証された。

プラン・インターナショナルの国、地域、連絡事務所(現地国の国別組織を含む)は、それぞれの状況における重要な問題の判断と分析を用いて、見解声明を実践に移すことが期待される。プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ人が法的差別や社会的スティグマの対象となっている状況を含め、世界的にさまざまな状況で活動している。本意見書は、プラン・インターナショナルが活動するすべての社会において、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが存在す

ることを認識し、多様なSOGIESCの包摂に取り組む文脈を広げていくことを支援するものである。私たちの目標は、危害を加えないという誓約と併存している。そのため、プラン・インターナショナルのセーフガーディング、リスク評価、世界的な保証に対する既存のアプローチと一致する形でリスク評価を慎重に行い、多様なSOGIESC市民社会やコミュニティと有意義に関わっていく必要がある。この関わりは、**私たちなしには私たちにに関するものは何も決められない**という原則を尊重するものである。



1

概要と戦略





プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCの人びとが差別、強制、暴力、スティグマから解放され、自らの権利を十分に実現できるべきだと考える。私たちは、多様なSOGIESCを持つ人びとが尊厳をもって生きることができるよう、基本的人権の分野における法律や政策の改革が重要であることを認識している。そして、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースを支援する市民社会のアクターやサービスが自律的に運営し、支援を受けられる環境の整備が重要である。
- プラン・インターナショナルは、有害なジェンダーや社会規範、態度、行動が、多様なSOGIESCを持つ人びと、特に子どもやユースに対する暴力や排除の背景にあることを認識している。子どもやユース、特に女の子やユース女性に影響を与える有害なジェンダーや社会規範に効果的に対処するためには、SOGIESCの多様性に関連する規範への取り組みが不可欠である。
- 社会的、経済的、文化的権利と平等は、多様なSOGIESCを持つ人びとの人権と尊厳を完全に尊重するための道のりに不可欠だ。貧困は、多様なSOGIESCを持つ子どもとその家族の足かせとなり、生涯にわたって、時には世代を超えて不遇をもたらしている。したがって、貧困の連鎖を断ち切ることが不可欠である。
- 多様なSOGIESCを持つ人に対する人権濫用、犯罪化、抑圧の程度は世界各地で大きく異なる。これは、プラン・インターナショナルが異なる文脈で行うプログラム、働きかけ、コミュニケーション活動に影響を与えている。同時に、私たちが活動するあらゆる場所で、私たちは国際人権基準と私たちの中核的な組織的責務を守ることを約束する。私たちは、多様なSOGIESC包摂活動をできるだけ多くの文脈に広げるために、文脈分析とリスク軽減を行う。一部の国の状況は、SOGIESCに関する安全な活動を行うには過酷すぎる場合があるが、私たちがより多くのことを行える多くの文脈がある。
- プラン・インターナショナルは、変化を可能にするため、組織内で変化を促進しなければならないと認識している。多様なSOGIESCを持つ職員やパートナーに最高レベルの安全、安心、幸福を保証し、彼らが活躍できる専門的な環境を整えるために、私たち全員が意図的な行動を取らなければならない。
- Oジェンダー平等と多様なSOGIESCの包摂は、相互に互換性があり、補強しあうものであり、私たちのジェンダー変革の旅を前進させるものだ。私たちは、ジェンダー平等と女の子の権利が、多様なSOGIESCを含むすべての子どもとユースの権利実現のための重要な枠組みであることを認識している。多様なSOGIESCを持つ子どもやユースと協力して、彼らが経験する人種差別、帝国主義、障害者差別を含む、複数の交差する、構造的な不平等に対処することは、プラン・インターナショナルがSDGsの「誰一人取り残さない」、「最も取り残された人に最初に手を差し伸べる」という公約を達成することにつながる。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ人びとを包摂するための活動を成功させるためには、SOGIESCに焦点を当てたCSOやユース主導組織との真の提携が不可欠であると認識している。
- プラン・インターナショナルは、子どもやユースに焦点を当てた団体を含め、SOGIESCの多様性に焦点を当てた市民社会のアクターは、しばしば深刻な資金不足や疎外されている状況にあることを認識している。私たちがこれらの組織と行う活動は、彼らの既存の強みを尊重し、さらなる能力構築を支援する必要がある。これらの組織に不必要な負担をかけることは避ける。私たちは他のパートナーと協力して、SOGIESCに焦点を当てたCSOの活動を支援する。
- プラン・インターナショナルは、開発・人道的文脈における、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの優先課題に関する証拠作りに貢献する。調査は、交錯する不平等を取り上げ、ユースの雇用と起業のためのスキルと機会（SOYEE）、暴力からの保護（PfV）、幼児期の発達（ECD）、包摂的で質の高い教育（IQE）、性と生殖に関する健康と権利（SRHR）、変革の積極的担い手となる女の子、男の子、ユース（LEAD）、人道的対応における私たちの世界的特徴（AoGD）を含む。



提言

- 各国は、性的指向、性自認、インターセックスの立場に基づいて個人を処罰・差別するすべての法律を廃止すべきである。さらに、あらゆるレベルでこれらの理由による差別を禁止する法律を採択すべきである。各国はまた、多様なSOGIESCを持つ人びとのニーズをより包摂・対応できるよう、法律や政策を改正すべきである。
- 国際的な開発・人道支援の制度とアクターは、貧困軽減、教育、保健、ディーセント・ワーク、ジェンダー平等、避難所、保護、水・衛生を含む一般的な開発プログラムにおいて、SOGIESCに基づく排除と差別の認識をより一層統合すべきである。
- 資金提供パートナーは、開発・人道支援アクターがSOGIESCに対処する必要性を強調し、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの包摂を追求する主流なプログラムと特定のプログラムに資金を提供すべきである。

世界的なアプローチ



多様なSOGIESCを持つ子どもやユースは、他の子どもやユースが享受しているような家族や社会の支援を受けられず、サービスの利用も困難であり、抑圧的な法律や政策、有害な社会規範、態度、行動の中で育つ場合が多い。暴力、ハラスメント、搾取、虐待を、他の子どもやユースよりもかなり高確率で経験する可能性があり、その違反自体が容認・言い訳・是認されることもある²。家族、個人的な関係、仲間とのつながりの中で、こうした体験は、信頼、自尊心、精神的幸福感に壊滅的な影響を与える可能性がある³。教育や保健、その他のサービスへのアクセスにおける暴力、差別、排除は、生涯にわたる不遇や苦闘の原因となる可能性がある⁴。このような状況で、暴力、差別、排除は、制度的、政策的、法的な立場や、個人や集団の態度や行動を反映している可能性がある。一部の国の法制度や司法制度は、暴力、差別、排除を可能にし、多様なSOGIESCを持つ人びとの生活的側面を犯罪化したり、SOGIESCを反映した尊厳ある生活を送るための法的手段へのアクセスを提供せず、彼らを選択的に過剰に取り締まったりしている。このような問題や他の困難にもかかわらず、多様なSOGIESCを持つ人びとは力を発揮しており、その中にはユースの権利を擁護する団体に参加する人もいる。

プラン・インターナショナルの世界的なプログラムと働きかけは、子どもとユースの生活環境の重要性を認識し、彼らの権利の実現をどう可能にするかを考えている。私たちは、彼らの生活環境を形成する3つの側面に変化を起こそうとしている。

それは、「社会規範、特に有害なジェンダー規範とそれに関連する態度や行動に影響を与えることによって」、「人びとの個人的、社会的、経済的資産とセーフティネットを強化することによって」、そして「子ども、特に女の子の生活に影響を与えるさまざまなレベルの政策、法律、予算、政府サービスの改善に貢献することによって」である。

さらに、プラン・インターナショナルのグローバルなセーフガーディングポリシーは、保護と包摂に関するすべての人の明白な権利を守ることを目指しており、子ども、プログラム参加者、職員、関係者、訪問者が、プラン・インターナショナルと関わりながら成長し、安心できるような、安全で包摂的な文化を創造することに全面的に尽力している。また、人びとが自身の権利を理解・行使し、懸念があれば報告することを支援している。

具体的には、プラン・インターナショナルは、年齢、性別、ジェンダー、性自認、性特性、性的指向、国籍、民族的出身、肌の色、人種、言語、宗教的または政治的信条、婚姻状況、障害、身体的または精神的健康状態、家族、社会経済的または文化的背景、階級、法律との軋轢の歴史、あるいはその他の背景やアイデンティティの側面に関わらず、すべての子どもとプログラム参加者の権利を尊重し、支持する。不平等、排除、差別には異議を唱え、容認しない。

有害なジェンダーと社会規範

多様な SOGIESC の子どもとユースが経験する暴力、差別、排除は、SOGIESCの多様性に特有な4つの規範に基づいており、他のジェンダー規範や社会規範とも交差している。これらの有害な規範を理解・特定し、挑戦することは、多様な SOGIESCを持つ子どもやユースを含むすべての子どもを包摂するための、権利に基づく、交差的で変革的なアプローチにとって不可欠である。

異性愛規範とは、2つのジェンダーしか認識されていない中で、異性愛への予想や思い込みを抱くことであり、何が「許容される」家族、「許容される」親密な関係であるかについての態度を形成する。また、これらの態度は法律や政策にも表れている。**シス規範**とは、すべての人のジェンダーは出生時に割り当てられたものと一致するという予想や思い込みであり、トランスやジェンダーの多様な人に対する「許容される」性に対する態度を形成している。**ジェンダー二元論**とは、可能な性自認は2つしかないという予想や思い込みであり、性自認やジェンダー表現がその中間、あるいは流動的でユニークな人びと、例えば文化的ジェンダー集団*を排除しうる。**エンドセクシズム**は、すべての人の身体的特性が女性と男性の2つに社会的に分類されるという予想や思い込みである。

この考え方はインターセックスの人を排除する。多様なSOGIESCを持つ人びとの存在は、これらの有害なジェンダー規範や社会規範と対立し、それらの規範が、適合を強制し、適合できない人びとを許容できない、見えない存在としていることを露呈する。これらの4つの有害な規範は、多様な SOGIESCを持つ人びとに対する態度や行動を形成し、家族などの社会的形成、学校などの制度、保健を指導する政策、あるいは暴力に対する刑罰や矯正を規定する社会の法律を通じて再生成される可能性がある⁶。メディアや他の形態の文化もまた、暴力、差別、排除を再生成し、「常態化」させる。

プラン・インターナショナルは、SOGIESCに特有の規範は、交差分析の中で統合される必要があると認識している。例えば、レズビアンやバイセクシュアルの女性は、女性であるがゆえに有害なジェンダー規範の影響を受け、異性愛規範の影響を受けるかもしれない。人種や障害、階級や植民地性に関する他の有害な規範もまた関連し、複合的あるいは独特な抑圧を生み出しうる。

法律と政策

プラン・インターナショナルは、子ども、特に女の子の生活に影響を与える政策、法律、予算、政府サービスの改善に貢献することに尽力している。また、多様なSOGIESCを持つ人びとを対象とし、その生活を制限する法律や政策を具体的に検討する必要があることを認識している。一般的に、多様なSOGIESCを持つ人びとに関連する法律は、過去半世紀の間に著しく包摂的になり、抑圧的ではなくなってきた。

だが、この進歩は世界的にばらつきがあり、いくつかの文脈では後退もみられ、漸進的な変化が可逆的であることを示している。

多くの国の法律には、依然として差別、不当な扱い、暴力、その他の人権侵害が根づいている。

(*)パキスタンのクワジャ・シラやインドネシアのトランスプアン/ワリアなど、こうした集団は多くの文化圏に存在する。

例

- 2022年11月現在、インターセックスの子どもに対する非同意・非重要・有害な手術を明確に禁止している国はわずか6カ国だ⁷。
- プラン・インターナショナルが活動する83カ国の約4分の1を含む64カ国⁸で、同意のある成人同性間の性交渉が犯罪とされている⁹。1990年には同性間の性行為を犯罪とする国は110カ国以上あったが、現在では減少している。しかし、世界で6カ国において同性間の性行為が死刑の対象となっており、さらに5カ国では死刑に関する立場を明確にしていない¹⁰。2023年には、1カ国が反LGBTQI法に署名している¹¹。
- 42カ国では、LGBTIQ+の人の表現の自由が法律によって一定程度制限されており¹²、51カ国では、性・ジェンダーの多様性に取り組むCSOの自由な活動に少なくとも何らかの制限を加えている¹³。
- トランスおよびジェンダーの多様な人びとが、自己決定モデルに基づいて法的なジェンダー認定を得られるのはわずか14カ国に過ぎない。さらに、多くの国では、ジェンダー・マーカーの変更手続きが存在しない、あるいは、実質的な手続き上の障壁があり、正しい身分証明書を取得するのが困難となっている¹⁴。

さらに、多くの国の法律や政策は、多様な SOGIESCを持つ人びとの平等を保護・容認しない形で、異性愛規範主義、シス規範、ジェンダー二元論、エンドセクシズムを体現している。例えば、代理出産が法律で認められていない、あるいは同性カップルの結婚を認められていない場合がある。毎年更新されているより詳細なデータは、国際レズビアン・ゲイ協会 (ILGA) からオンラインで入手できる¹⁵。

多様な SOGIESCを持つ人びとに負の影響を与える法律の多くは、植民地支配下で制定された刑法に端を発している。それらの法律は、文化的に固有な先住民のジェンダーと性の多様性を抹消または抑圧する植民地時代のジェンダーと性の規範を反映している(後述の「変革のための運動」も参照)。うろつき、なりすまし、ポルノを制限する法律など、いくつかの法律の施行は、多様な SOGIESCを持つ人びとに意図しない影響を与えたり、意図的なハラスメントを招いたりする可能性がある。

よって施行されなくても、法律が恐ろしい役割を果たすこともある。例えば、複数の国の調査^{16, 17, 18}によれば、抑圧的な法律は、暴力や暴行、傷害、恐喝、性的暴行、強制的な立ち退きなど、広範な反LGBTIQ+暴力の引き金となりうる¹⁹。東欧や中央アジアのさまざまな国では、「反宣伝」や「外国人諜報員」法によって、世界的にユースがLGBTIQ+の問題についての議論をタブー視し、犯罪であると考えるように社会化されている²⁰。また、法律が国家に法的な犯罪化はまた、多様な SOGIESCを持つ人びとを犯罪者、反逆者、危険人物とみなし、暴露、監視、裁判、処罰に値するとみなされることを助長している。これはまた、多様な SOGIESCを持つ子どもやユースが、自責の念、無価値、恥の感情を内面化し、さらなる苦痛、トラウマ、精神的な健康問題を引き起こす可能性がある。

社会的・経済的排除



プラン・インターナショナルはまた、子どもとユースを支える個人的、社会的、経済的資産とセーフティネットを強化し、前向きな変化を促そうとしている。性的指向と性自認(SOGI)に基づく暴力と差別からの保護に関する国連独立専門家(IE SOGI)が述べているように、多様なSOGIESCを持つ人は、しばしば社会的・経済的に貧しい状況に耐えている。



「社会的偏見と犯罪化の組み合わせは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、ジェンダー不適合者を疎外し、保健、教育、雇用、住宅、司法へのアクセスを含む必須サービスから排除する。差別、疎外、排除のスパイラルは、家族の中で始まり、コミュニティに拡大し、社会経済的包摂に生涯影響を及ぼすかもしれない。このプロセスを通じて、スティグマ化と排除は貧困と交錯し、多くの国で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、ジェンダー不適合者は、貧困、ホームレス、食料不安の影響を不当に受けている」。

経済が機能を停止すると、その収入は途絶えてしまった。貯蓄が限られ、社会保護制度へのアクセスも限られているため、収入減はさらに深刻化し、多様なSOGIESCを持つ人びとは食料の購入や家賃の支払いに苦勞することになり、時には暴力や差別の場であった実家へ戻ることを余儀なくされている²²。また、貧困状態にあるLGBTIQ+の成人は、子どもの頃に貧困状態にあった可能性が高いという調査結果もある²³。逆に言えば、差別的慣行への対応を通して、すべての子どもやユースが教育、雇用、住宅、保健への平等なアクセスを保証することは、何世代にもわたってユースが貧困から抜け出す助けとなる。

日々の状況だけでなく、多様なSOGIESCを持つ人びとの生活に対する低い価値観により、社会的・経済的排除が起こり、強化されている。例えば、南アジアの一部の地域で、文化的ジェンダーの多様なヒジュラやトランス女性が水場へのアクセスから排除されているのは、単に清潔な飲料水へのアクセスの問題ではなく、権力の表現であり、有害なジェンダー、社会規範に支えられている。社会的・経済的排除に取り組むには、差別、暴力、排除の根本原因に取り組む変革的アプローチが必要である。これには、プラン・インターナショナルの「排除に取り組む枠組み」を活用し、多様なSOGIESCのCSOとのパートナーシップを構築し、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが変革の担い手となるよう支援することが含まれる。

SOGIESCに基づく差別は、他の形態の疎外と結びつき貧困とその影響を強めることがある²¹。これは、COVID-19パンデミックの際に顕著であった。多様なSOGIESCを持つ多くの人びとが非正規部門の収入に大きく依存していたため、教育や正規部門の仕事へのアクセスが制限され、移動と健康の制限によりインフォーマル経

国際人権基準と公約

すべての主要な国際人権文書(子どもの権利条約(CRC)や女性差別撤廃条約(CEDAW)など)に共通する被差別原則において、「**人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国籍または社会的出身、財産、出生、その他の地位など、いかなる種類の区別なく**」と定めている。さらに、「**性別**」と「**その他の地位**」という用語は、多様なSOGIESC^{25,26}の側面を含むものとして、主要な国際人権文書の管理を委任された委員会によって解釈されるようになってきている。

プラン・インターナショナルは、いかなる権利に基づくアプローチも、その第1条で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」と述べている世界人権宣言に合致したものでなければならぬと認識している。2012年に前国連事務総長が多様なSOGIESCの人びとについて語った際に強調したように、これは「**すべての人間、つまり一部ではなく、大部分でもなく、すべてを意味する。誰に人権があり、誰に人権がないかを定める権利は誰にもない**」のだ²⁷。

2011年以降、特定の国連人権理事会決議やその他の中核的な法的文書も、国家が多様なSOGIESCを持つ人びとの人権を尊重し、保護する必要性を確認している。2016年には、国連人権理事会においてIE SOGIの権限が創設され、権威ある報告書²⁸が発表された。多様なSOGIESCを持つ人びとの権利と生活に関する提言は、国連加盟国の普遍的定期的審査で常に提出され、このプロセスは国内CSOによる多くの影の提出も集めている。ジョグジャカルタ原則(2007年)とジョグジャカルタ原則+10(2017年)は、SOGIESCに関連する基本的人権法と基準の権威あるマッピングであり、国家、国際機関、CSOがその活動を評価するために不可欠なツールである²⁹。

プラン・インターナショナルの世界戦略2022-2027は、CRC、CEDAW、SDGsの実施を支持するプログラムと働きかけへの献身を約束している³⁰。

国連子どもの権利委員会は、一般勧告の中で、CRCの非差別条項(第2項)における「その他の地位」は、性的指向と性自認を含むと解釈されるべきであると明言している³¹。CRCはまた、表現の自由、思想と良心の自由、結社の自由、あらゆる種類の暴力と虐待からの自由、健康と教育に対するすべての子どもの権利、第13条、第14条、第15条、第19条、第24条、第25条、を承認しており、これらはすべて委員会によって多様なSOGIESCに包摂的に適用されている。CRCは、自己決定に対する一般的な権利を規定していないが、自己決定に対する子どもの権利の基本的、重複的、相互依存的な側面は、アイデンティティに対する権利(第8条)、意見を聞いてもらう権利(第12条)、プライバシーに対する権利(第16条)に規定されている³²。委員会はまた、多様なSOGIESCを持つ人びとを犯罪者とする法律は廃止されるべきであると断言している。

2010年に始まった女性差別撤廃委員会は、懸念と提言の中でSOGIESCの問題に言及し、各国はレズビアン、バイセクシュアル、トランスの女性に対する暴力を防止する効果的な措置をとるべきであると勧告をしてきた。また、すべての女性に対する差別に取り組む手段として、SOGIに基づく差別に対処し、SOGIを理由とするものを含む包括的な差別禁止法を制定すべきであり、同性間の性的関係を非犯罪化すべきであるとした³³。CEDAWは2022年2月の裁定で、同性間の性的関係を犯罪化することは女性の権利の侵害であり、締約国(この例ではスリランカ)はそのような法律を廃止すべきであると裁定した³⁴。

SDGs

SDGsは誰一人取り残さないことを約束し、プラン・インターナショナルに、人間開発に多様なSOGIESCを含める明確な根拠を与えている³⁵。プラン・インターナショナルは、SDGsの枠組みにおいて包摂的な言葉の使用、例えば「包摂的で公平な質の高い教育を保証し、すべての人のための生涯学習の機会を促進する」(SDG4)が、「すべての人のために」の中に多様なSOGIESCを持つ子どもやユースを必然的に含んでいることを認識している。国連の「誰一人取り残さない」という共通枠組みは、SOGIIに基づく差別が不平等の一

形態であり、持続可能な開発に対する脅威であることを明示している³⁶。SDGsはまた、国連機関やNGOによるプログラムやCSO³⁷による提唱活動にも重要な枠組みを提供している。UNAIDS、UNHCR、UN Women、UNDP、ユニセフなど、SDGsの枠組みと並行してLGBTIQ+の包摂的な開発プログラムを提供する国連機関が増えてきている³⁸。

変革への動き

プラン・インターナショナルのプログラムと働きかけを通じた世界的なアプローチは、他のアクター、組織、機関と協力して変革を促進することの重要性を認識している。特に子どもやユースが主導する、あるいは子どもやユースと共に働く組織と協働することの重要性を認識している。1990年代以降、LGBTIQ+コミュニティと組織は、準国家的なものから世界的なものまで、幅広いネットワークを構築してきた。この活動の多くは、公式または非公式な組織で人権擁護者やコミュニティ開発労働者として働くユースによって達成されている。グローバルノース諸国における運動と変革に多くの注目が集まっている。だが、ラテンアメリカ、アジア、アフリカでの運動が変化を推進する上で重要な役割を果たすなど、グローバルサウスからも多くの変化が生まれている。プラン・インターナショナルは、これらの組織から学び、彼らの活動を強化するために、これらの組織とともに活動していく。

このようなグローバルサウスの組織や擁護者は、SOGIESCの多様性を世界の他の地域に押しつけようとするグローバルノース主導の人権運動に加担していると誤って非難されることもある。このような議論を用いて、国家は人権法や基準からの適用除外を求め、しばしば「文化」や「伝統的価値観」の尊重が人権の擁護よりも重要であると主張してきた。プラン・インターナショナルは、多様

なSOGIESCを持つ人びとが存在する限り、彼らが世界社会の一部であると認識している。この多様性は、先住民、反人種主義者、脱植民地の運動家たちによって認識されてきた。特にグローバルサウスでのSOGIESCの包摂と権利を求める運動において、人類学者や歴史学者、人権の専門家によってますます認識されるようになってきている³⁹。これらの洞察は、アイデンティティと表現の多元性と自由な概念を重視するようになった。

また、ジェンダー、性、文化をめぐる制限的で有害な規範を暴力的に押しつける帝国主義や植民地主義による影響にも、ますます焦点が当てられている。例えば、植民地時代の習慣や言語への適合を、多様性やいわゆる「逸脱した」、「未開の」生き方を罰するように設計された法律、教育実践、宗教的実践を通して強化した。イギリスの植民地支配下の多くの国で同性間の性行為を犯罪とした法律が制定されたことは、このパターンの最もよく知られた例の一つである⁴⁰。

他の地域、ラテンアメリカの多くの地域でも、ジェンダーと性の多様性の肯定と、植民地法を撤廃する取り組みの成功は、19世紀と20世紀の脱植民地運動の重要な側面であった⁴¹。

最近では、反ジェンダー運動が国際的に多様なSOGIESCとジェンダー平等運動を頓挫させようとしている⁴²。反ジェンダー運動は、SRHRやすべての子どもとユースが差別、強制、暴力から解放され、自身の生活と身体をコントロールし、性について決定する権利を持つことを目指すジェンダー・トランスフォーメティブ・アプローチに関するプラン・インターナショナルの約束への挑戦である。これらの運動は、人権基準の漸進的な承認に広く反対する連合と連携し、多くの国の状況において、規模とスピードをもって動員されてきた（多くの場合、グローバルノースで活動する運動

からのイデオロギー的、提唱的、財政的な支援を公然または秘密裏に受けている⁴³。特に、反ジェンダー運動は、同性パートナーシップ、包摂的教育、人工妊娠中絶の権利、トランスの権利といった問題についての法的・政策的改革に反対する支持を動員してきた。彼らは、国家機関、政策、法律、そして場合によっては国内人権機関において、反ジェンダー的なアクターや目的のためのスペースを形成し、誰の権利が重要で誰の権利はそうではないのかという議題を形成してきた⁴⁴。

多様な状況下で働く

本意見書は、プラン・インターナショナルがさまざまな国・地域の文脈で活動しており、そこでは多様なSOGIESCを持つ人びとへの社会的な支持や敵意、法的・制度的・政策的な支援や差別の度合いが異なることを認識している。文脈に特有な要因により、プラン・インターナショナルが、多様なSOGIESCを持つ人びとを含むすべての子どもとユースの権利実現を支援するという変革への約束が変わることはない。だが、これら要因によって、プラン・インターナショナルがその成果を達成するためにどう活動するか影響を受けることになる。

プラン・インターナショナルは、プログラムや影響を及ぼす戦略を設計する際に、現地の状況や多様なSOGIESCを持つ人びとや地域コミュニティで活動するCSOの優先事項に対応する、慎重なアプローチをとることができる。一部の国では、SOGIESCの多様性に関する積極的な活動が逆効果となる場合がある。多様なSOGIESCを持つ人びとやプラン・インターナショナルの職員やパートナーにとって危険な場合があり、多様なSOGIESCのCSOが存在していても、その助言が得られないこともある。しかし、プラン・インターナショナルは、このような状況により、SOGIESCの多様性に関する活動が困難であるという、より一般化された感覚が生まれることを許容しない。プラン・インターナショナルが活

動している国の約70%では、さまざまな種類のプログラムや働きかけを行う環境が整っている。プラン・インターナショナルのこれまでの調査で、これらのうちの一部の国々では、仮にプラン・インターナショナルがSOGIESCの多様性に取り組まないという選択をした場合、遺憾に思うほど十分な支援環境があることが示されている。これらの国々は、比較的肯定的な法的環境、そして社会的にもSOGIESCに対する受け入れがあり、プラン・インターナショナルが公然と活動できるレベルである。

また、SOGIESCに焦点を当てたCSOが活動しており、プラン・インターナショナルのパートナーになる可能性がある。その他の多くの国々は、少なくともプラン・インターナショナルのプログラムや働きかけ活動、多様なSOGIESCのCSOとのパートナーシップ強化、または自身の組織やパートナーの能力強化を正当化するに足る、支援環境の要素を十分に備えている。プログラムや働きかけ活動、あるいは多様なSOGIESCのCSOとのオープンなパートナーシップ強化にリスクが伴う国でも、継続的な状況分析のための選択肢がまだ存在する可能性がある。したがって、ごく一部の国においてのみ、関与しないことが正当化される。

プラン・インターナショナルの「制約下でのSRHRへの働きかけに関する戦略」などの手引きが有用であろう⁴⁵。

この戦略を実施するために、プラン・インターナショナルの各国事務所と職員は、評価を実施し、軽減戦略を設計するためのリソース、研修、地域連携、組織的支援を得る。これにより、プラン・インターナショナルのプログラムや働きかけのどの要素が、その場所にいる多様な SOGIESCを持

つ子どもやユースに、安全かつ効果的に実施できるか、真の判断ができるようになる。本意見書には、プラン・インターナショナルのセーフゲーディング、リスク評価に対する既存のアプローチと一致する、安全リスク評価ツールが添付されている。

交差性 (インターセクショナリティ)



プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースは均質なグループではないと認識している。彼らの生活、課題、機会は、人種、階級、障害、先住民性、地方性、その他多くの要因など、彼らのアイデンティティの他の側面によって大きく異なる可能性がある。SOGIESCがアイデンティティの中心側面である子どもやユースもいれば、数あるアイデンティティの中のひとつである場合もある。交差性の概念は、人生のさまざまな側面がどう重なり合い、相互作用し、しばしば複雑な課題や機会を生み出すかを理解する助けとなる。交差差別の影響を受ける人びとは、一般的に、取り残されるリスクが最も高い集団に属している⁴⁶。したがって、交差分析は、包摂、人権に基づくアプローチ、持続可能な開発の成果を促進するための有用なツールである⁴⁷。

例えば、女の子が何をすべきで、何をすべきでないかという従来のジェンダー規範に基づく不平等は、性的指向や人間関係に関する規範に基づく不平等と交差し得る。この状況にあるレズビアン、バイセクシュアル、クィア(LBQ)のユースやトランスやジェンダーに多様性のあるユースは、他の女性や多様なSOGIESCを持つ人よりも、性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)を含む暴力を経験する可能性が高い。さらに、「人種」が要因として加わると、暴力はより複雑化する。米州人権委員会が文書化しているように、LGBTIQ+の有色人種、特にトランス女性は、アメリカ大陸全域で暴力とSGBVのリスクが著しく高い。ある調査によると、致命的暴力を受けたLGBTIQ+の人びとの80~90%が有色人種であり、LGBTIQ+の人びとの

全事例の50~67%が有色人種のトランス女性であった⁴⁹。年齢という要因を加えると、分析がまた鮮明となり、アメリカ大陸で殺害されたトランス女性の80%が35歳未満であった⁵⁰。要約すると、女性で、LBQまたはトランスであり、有色人種で、若いという組み合わせは、累積的な影響を超えて、これらすべての要因が交差する世界での特有の経験を反映するレベルの暴力を招く。他の要因も重要である可能性がある。例えば、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースで障害を持つ人は、家族や親密なパートナーからの暴力(IPV)など、ある種の暴力を経験するリスクが高い。また、障害者やLGBTIQ+の人びとは、差別を恐れて、医療や、教育、住宅、就労支援などの国のサービスや制度を利用したとしないとする調査結果もある⁵¹。

交差性の影響は制度化されることがある。例えば、法執行官による、複数の不平等要因が交差する人びと(例えば、公の場で会うユース黒人トランス女性)との関わり方が、そのまま制度化される可能性がある。医療などのサービス提供は、判断が下される別の文脈の例である。例えばユース黒人トランス女性がなぜ医療を受けようとするのかについて、判断が下されるかもしれないのだ。

そのような交錯状態にある人びとは、自身の経験を内在化させ、そのような差別を予想したり、当然だと感じるようにさえなったりする。

ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ

プラン・インターナショナルは、すべての活動を通じ、ジェンダー平等と女の子の権利が現実となる世界の実現に取り組んでいる。**ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ**は、これを達成するための道しるべだ。これは、女の子とユース女性がジェンダー不平等により不当な影響を受けていることを認識し、以下を含む社会の変革プロセスに貢献するよう、職員に求めている。

- 根本原因に取り組み、不平等な力関係を再構築し、不平等を助長する障壁を取り除く。
- 女の子とユース女性の主体性強化に貢献する。
- すべての子どもとユースがジェンダー平等に貢献できる環境を整備する。

プラン・インターナショナルの長期活動計画「2022-2027**All Girls Standing Strong**」は、社会・ジェンダー・経済・気候の正義を追求するものである。これは、最も取り残されている人に焦点を当て、差別と排除の原因となる障壁を取り除く必要性を強調している。私たちの大望は、すべての子どもとユース、特に女の子とユース女性が以下のようなことだ。



学ぶ: 教育を受け、仕事や生活に必要な技能を身につける。



リードする: 彼らの関心事について行動する。



決める: 自身の人生と身体を管理する。



成長する: 暴力や恐怖から解放され育つ。

それにより、ジェンダー・プログラムや女性と女の子に焦点を当てたプログラムが、SOGIESCの問題にも対応できることを認識している。例えば、レズビアン、バイセクシュアル、トランス、インターセックス、クィアの女性と女の子は、女性と女の子であり、自身の関心は、個別プログラムだけでなく、主要プログラムへの包摂を通じて対応される。ジェンダーや年齢だけでなく、包摂は、私たちのジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチにおける横断的な基準である。プログラムや働きかけの設計や実施に際し、職員は、あらゆる多様性を持つ子どもやユースを考慮すべきである⁵²。私たちはまた、多様なSOGIESCを持つ男性や男の子が、SOGIESCを理由にしばしば他の男性や男の子の手によって差別、暴力、排除を経験することにも取り組む。

ジェンダーの変容を達成するために、プラン・インターナショナルは、SOGIESCの多様性だけでなく、子どもやユース、その他の関連する交差する特性を持つ人とも協力する必要がある。

提携

プラン・インターナショナルの世界戦略「**All Girls Standing Strong**」は、連携して活動し、子どもやユースを中心に据えることの重要性を強調している。プラン・インターナショナルは、すべてのプログラムと働きかけを子どもやユースと共創し、すべての意思決定に彼らや彼らの組織を有意義に関与させることを約束している。さらに、プラン・インターナショナルの「**Building Better Partnerships**」連携を認識している⁵⁴。

1. SDGsを含む世界的な持続可能な開発の成果を達成するために不可欠である。
2. 私たちの目的と価値観を常に反映させつつ、異なる文脈では異なる見方をする必要があり。
3. 多様であるため、柔軟性、適応力、リスクに対する適切なアプローチが求められる。
4. 私たちの活動のすべての側面において、私たちがどのような組織であり、どのように働くかということを反映している。

このことは、プラン・インターナショナルの「**排除との闘いの枠組み**」で強化されており、SOGIESCを背景とするものを含むジェンダー平等と包摂は、競合する課題ではなく、相互に有益で支援し合うプロジェクトであることを認識している。これはまた、人権に基づくアプローチとも一致するもので、人権は不可分であり、剥奪不可能であり、普遍的なものであることを強調している。権利は互いに対立するもの・打ち消しあうもの・完全に実現することが不可能なものとして枠にはめられるべきでない⁵³。これはまた、交差するフェミニズムのアプローチとも一致しており、性自認、国家、人種、民族性に基づく不平等など、複数の交差する構造的な不平等のために、さまざまな女の子、ユース女性、その他の人びとが取り残されていることを強調している。

公式・非公式の多様なSOGIESCグループとの連携の重要性は、本意見書の一貫したテーマである。プラン・インターナショナルは、さまざまな理由で異なる種類の連携を結ぶことがある。具体的なプロジェクトを超えた戦略的で変革的な連携や、安全で効果的なプロジェクトの実施に焦点を当てた技術的な連携、プラン・インターナショナルがまだSOGIESCの活動を開始していない国や、プラン・インターナショナルが現地の状況や多様なSOGIESCの子どもやユースの優先事項を理解する必要がある国での協議的な連携などもある。

本意見書作成にあたり、プラン・インターナショナルの職員とパートナーは、以下のような多様なSOGIESCグループを尊重し、真の連携を築くためのステップを推奨した。

1. **抽出的でないこと:** プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCグループの知識、ネットワーク、経験を尊重し、コミュニティ住民を疎外するような調査や関与は避けるべきである。このことは、プラン・インターナショナルの他の手引き、例えば「**制約下でのSRHRへの働きかけに関する戦略**」にも反映されており、連携して活動するための戦略や、他者と協力して調査を実施するための戦略が含まれている⁵⁵。
2. **能力の尊重:** プラン・インターナショナルは、提案と報告の負担を軽減し、不必要に詳細な監査チェックを避け、リソースと能力強化を提供すべきである。
3. **責任の共有:** プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCのCSOを、単に仕事とリスクのアウトソース先ではなく、協働プロセスのパートナーとして見るべきである。
4. **水準の引き上げ:** プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCグループがリスクにさらされている時に、彼らを支援し、他のパートナーに多様なSOGIESCグループを尊重させる。

Box: SOGIESCの多様性をプラン・インターナショナルの アプローチ・戦略・枠組みに組み込むには

1. 多様なSOGIESCの子どもとユースが直面する差別と排除について、主要な課題の推進要因となっている根本的な原因を含めて**認識すること**。これは、**私たちが根本的な原因やその排除的影響*を永続化させている可能性があるため、既存の活動の中で多様なSOGIESCの子どもとユースに害を及ぼしている方法を特定できるよう、私たちが知識を増やすこと**を含む。
2. 多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが、私たちのプログラムや働きかけの中で直面する**差別や排除に対処**し、また私たちのパートナーの活動の中で、私たちが引き起こしているかもしれない危害のリスクを軽減、解決することを含む。これは、**極力、主要な課題だけでなく、根本的な原因の問題への対処**も含む。
3. 多様なSOGIESCのCSOを含む**他の組織と連携**をとり、多様なSOGIESCの子どもやユースが直面する根本的な問題や重要な課題に取り組むために協力する。これは、たとえその側面が私たちの現在の組織としての能力を超えるものであったとしても、私たちの目的に沿ったものであるからである。

(*) このように認識・行動しないのは、間接差別の一形態である。例えば、ある仮想的なPFVプログラムは、SGBVサバイバー、特に女の子とユース女性の支援を増やすことを目的としている。これは、支援サービスのための資金を増やし、規範や態度の変化を支援するキャンペーンを通じて行われる。しかし、プログラムの設計は、多様なSOGIESCを持つ女の子とユース女性のSGBVのリスクにさらされていることを考慮していない。そのため、プログラムには当事者が明確に含まれておらず、SOGIESCを包摂した活動経験がある実施パートナーもない。したがって、プログラムはジェンダー不平等と暴力の根本原因への対処を目指している一方で、排除された女の子とユース女性のグループに対する排除と危害を永続させている。

2

SOGIESCの多様性と プログラム・働きかけの合致方法





SOGIESCの多様性 とプログラム・働きかけの合致方法

プラン・インターナショナルの6つの世界的な特徴 (AoGD) は、私たちが最も重要視し、投資・計画している活動分野であり、世界戦略に沿った首尾一貫したジェンダー・トランスフォーマティブ・プログラムを構築している。プラン・インターナショナルの各AoGDにおける活動は、多様なSOGIESCを持つ人びとが直面する差別と疎外が認識・対処されて初めて完結する。プラン・インターナショナルの「変革の理論」の3つの部分(社会規範、法律と

政策改革、社会的・経済的セーフティネット)のそれぞれが、プラン・インターナショナルの多様なSOGIESCを持つ人びととの活動において役割を果たしている。この節の証拠、立場、提言は、多くの関連する問題を網羅しているが、プラン・インターナショナルがこれらまたは他のテーマ分野で取り組みを展開することを制限するものではない。

AoGDs



プラン・インターナショナルのSOYEE AoGDは、「脆弱で、排除されたユース、特にユース女性がレジリエンスを持ち、雇用であれ自営業であれ、自ら選択したディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に積極的に従事できるようにすることに重点を置く」。プラン・インターナショナルの変革理論の各要素は、SOYEEにおける多様なSOGIESCの包摂の機会を提供している。

- 家族、コミュニティ、教育、訓練の文脈における有害なジェンダー規範や社会規範、ステイグマ、差別的な態度や行動は、多様なSOGIESCを持つユースがスキルを身につけ、ディーセント・ワークに就く機会を妨げている⁵⁶。これは、多様なSOGIESCを持つ人

びとがどんな仕事に適しているかという認識を形成し、求職、仕事の維持、昇進を妨げている。

- 法律や政策は、多様なSOGIESCを持つ人びとの求職活動を弱体化させ、職場における差別やハラスメントの状況を作り出している。法律や政策もまた、雇用において多様なSOGIESCを持つ人びとを保護できないことが多い。
- ディーセント・ワークへの就労が困難な状況は、低賃金、不安定で安全でない非正規セクターの労働への依存を生む。公的な社会保護制度は、多様なSOGIESCを持つ人に対して限定的な支援しか提供しないことが多い⁵⁷。SOGIESCに基づく差別は、障害者差別、人種差別、その他の形態の差別と組み合わせ、生活上の困難を深め、貧困に陥れる⁵⁸。

プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ人びとを含むすべての人が、生産的で尊厳のある生活を送る手段として、訓練、賃金労働や自営業への道、ディーセントでジェンダーに配慮した職を得る権利を有することを認める。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが、教育、訓練、ディーセント・ワークへのアクセスにおいて、大きな困難に直面していることを認識している。これらの課題は、多様なSOGIESCコミュニティ全体が影響を受けうるが、特にトランスおよびジェンダーの多様な人びとが強く影響を受けている。
- プラン・インターナショナルは、仕事で多様なSOGIESCの人が直面する差別と疎外の要因に対処する。私たちは、多様なSOGIESCを持つ人びとが仕事関連のプログラムやサービスに完全に参加できるよう、プログラムのサイクル全体にわたって措置を講じる。私たちは、家族、コミュニティ、教育、訓練の活動を通じて、包括的で平等な機会を促進し、国家や多様なSOGIESC組織を含むCSOと連携して、これらの問題に取り組む。
- プラン・インターナショナルは、採用活動において多様なSOGIESCを持つ人に対する平等な待遇を確保し、職場において差別がなく、多様なSOGIESCを持つ人が全力を発揮できる機会を提供する。

他のアクターへの提言

- 国家は、職業訓練、採用、昇進、解雇、雇用条件、報酬など、公的・私的雇用におけるSOGIESCに基づく差別を排除するために、あらゆる必要な立法、政策、行政措置を講じるべきである。
- 国およびその他の関係者は、社会保護制度が、多様なSOGIESCを持つ人びとを包摂することを保証すべきだ。

主要課題

多様なSOGIESCを持つ人びとは、**低賃金・不安定・非正規・危険な労働に従事している場合が非常に多い**⁵⁹。例えば、多様なSOGIESCを持つ人びとに対するCOVID-19の影響に関する調査では、非正規部門の労働⁶⁰が多く、貯蓄が限られているため、衝撃に対する脆弱性が明らかになった⁶¹。東南アジアの多様なSOGIESCを持つ低賃金移民労働者に関する2022年のILOの調査では、労働移民の主要な促進要因として、家族、学校、職場における差別が特定され、そこで

さらなる形態の差別が経験される可能性がある⁶²。OECD加盟11カ国の2019年のデータによれば、多様なSOGIESCを持つ人は、他の人に比べて失業率が高く、昇進率が低い⁶³。社会保護制度に関する調査(世界全体、およびバングラデシュ、インドネシア、フィジーの事例研究)は、社会保護政策における多様なSOGIESCの不可視性と、多様なSOGIESCを持つ人びとのアクセスを制限する対象者絞込み、提供メカニズム、条件付などの分野における設計上の課題を浮き彫りにした⁶⁴。

多様なSOGIESCを持つ人びとは、**職場での差別、ハラスメント、いじめ**を経験する可能性も高い。多くの国の憲法や法律の一般的な差別禁止規定では、SOGIESCは保護されるべき特性として言及されていないことが多く、世界の58%の国（112カ国）では、雇用における性的指向に基づく差別を保護する具体的な法律がない⁶⁵。ある調査では、中国で21%、フィリピンで30%、タイで23%の回答者が、SOGIESCを理由に職場で差別を受けたり、ハラスメントを受けたり、いじめを受けたと報告している⁶⁶。他の調査では、多様なSOGIESCのために失業した証拠が示されている^{67,68}。

多様なSOGIESCを持つ多くの人びと、特にトランスやジェンダー多様な人びとは、雇用主からSOGIESCを抑圧されたり、**職場でSOGIESCを隠す必要性を感じたりする**⁶⁹。このような形で、多様なSOGIESCを持つ人を辱めたり、見えない存在として扱ったりすることは、スティグマや精神衛生上の問題を一層強化し、SOGIESCが発見されることへの不安につながることもある⁷⁰。援助セクターでも、EISFの調査によると、「LGBTQIで

あることを自認する援助ワーカーの79%が、国際派遣の機会に差別されることを恐れて、自分のプロフィールのこの側面を隠していると報告している⁷¹。

しかし、多様なSOGIESCを持つ労働者を、尊厳をもって扱う職場は、より革新的で成功する可能性がある。ある調査では、従業員が職場で自分らしさを発揮できることと、**生産性、創造性、革新性の向上**との関連性を調査している⁷²。他の調査では、多様なSOGIESCを包摂する職場環境づくりと、経済成長やより開かれた社会の育成との関連性が示唆されている⁷³。



プラン・インターナショナルのPfV AoGDは、「子ども、思春期の若者、ユース、特に女の子とユース女性が、あらゆる形態の暴力と、それを助長するジェンダー力学から守られるようにする」という目標を掲げている。プラン・インターナショナルの変革の理論の各要素は、PfVのプログラムと働きかけに多様なSOGIESCを含める機会を提供している⁷⁴。

- 有害な規範は、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースへの暴力、差別、ネグレクトを助長する重要な要因となっている。それらは、多様なSOGIESCを持つ人びとを異常、不自然、病気、不道徳、犯罪者として描く神話やステレオタイプを助長し、刑罰、矯正、処遇のための誤った環境を作り出す可能性がある⁷⁵。
- 多くの状況において、法律や政策は、同性間の行為を犯罪とし、差別禁止規定やジェンダー・マーカーの変更などの手続きを可能にする法律の不在により、多様なSOGIESCを

持つ人びとを差別している。このような法的・政策的差別は、暴力を許す環境、加害者の不処罰の認識、サイバーの報告の渋りなどの一因となりうる。

- 暴力と差別は、ホームレス、社会的孤立、教育へのアクセス欠如、危険な環境にさらすこと、精神的健康状態の悪化、その他の不安定性と貧困の側面など、さらなる複雑な課題に拍車をかける可能性がある。これは、他の原因による暴力でさらに悪化する。例えば、多様なSOGIESCを持つ人びとは、貧しく、社会的に排除され、人種的に疎外されている傾向がある。特にトランスやジェンダーが多様で、性の売買や交換に従事する人びとは、法律、政策、法執行者、より広範な国家行為者によって標的にされる可能性も高い。

プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、すべての子どもとユースが、SOGIESCによらず、生活のあらゆる領域で暴力、差別、搾取、ハラスメントのない生活を送る権利があることを認める。これには、家庭、学校、医療、社会福祉、国家機関、コミュニティや公共の場、オンラインとオフラインの両方が含まれる。
- プラン・インターナショナルは、人びとの性的指向、性自認、性表現(SOGIE)を変えようとする、いわゆる「転換療法」を非難する。このような虐待的な行為は、品位を傷つける残酷で非人道的なものであり、拷問に相当する可能性がある。プラン・インターナショナルは、このような行為が主に多様なSOGIEを持つ子どもやユースに影響を与え、彼らの身体的・心理的完全性への攻撃であることを認識している。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが、レイプや性的暴行、いわゆる「矯正レイプ」、早すぎる強制された結婚(CEFMU)、IPVなど、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力(GBV)を受けるリスクに特に直面していることを認識している。私たちはまた、年齢、ジェンダー、SOGIESC、人種・民族性、障害が、GBVに対する脆弱性を高め、GBVへの対応から除外される重要な要因であると認識している。SOGIESCの要素が犯罪化され、多様なSOGIESCを持つ人びとに対するスティグマが広範に存在する状況では、これらの傾向はさら悪化する。世界的にGBVに適切に対処するために、私たちはジェンダー・トランスフォーマティブで交差的なアプローチをとる。
- プラン・インターナショナルは、インターセックスの子どもへの非同意で不必要かつ有害な医療介入行為を糾弾し、インターセックスの子どもを保護するための法改正の必要性を認識している。性特性の多様性は、治す必要のある障害ではなく、医療制度は、この多様性を尊重する特定および一般的なサービスを提供すべきである。
- プラン・インターナショナルの職員は、GBV関連のプログラムと働きかけ活動を行う際に、極力プラン・インターナショナルのプログラム・サイクル全体で多様なSOGIESCの人びとのニーズに対応し、その運営モデルが多様なSOGIESCの人びとを除外またはさらに害するものでないかを批判的に評価する必要がある。
- プラン・インターナショナルは、ドナー、政府、市民社会関係者、およびそのパートナーに対し、多様なSOGIESCを持つ人びとに適した関連性の高い、効果的、安全、尊厳あるサービスを提供できるよう提唱する。極力、プラン・インターナショナルの外部GBVサービス・プロバイダーおよび紹介経路の強化における活動は、多様なSOGIESCに対応し、包摂的で、安全で、秘密厳守のサービスの選択肢を増やす方策を含むべきである。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースのサバイバーへの支援サービスが行われていないことを深く憂慮する。私たちは、多様なSOGIESCを含む、暴力を経験した、あるいは暴力の危険にあるすべての子どもとユースが、彼らのニーズを満たす質が高く、利用しやすい、手頃な価格のサービスを利用でき、意思決定に組み込まれるべきだと固く信じている。
- プラン・インターナショナルは、SGBVを含む暴力に対処するために、多様なSOGIESCを持つすべての人を含む変革的アプローチを採用する多様なSOGIESC、フェミニスト、その他の組織と、より強力な多様な連携を構築することに尽力している。

他のアクターへの提言

- 国家は、すべてのレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、インターセックスの子どもとユースをあらゆる形態の暴力と差別から守るために、効果的な行動をとるべきである。多様なSOGIESCを持つ人びとを含む、すべての子どもとユースに対するあらゆる種類の暴力を禁止・防止・対応するための法律を制定・実施・監視すること。暴力に関する法的枠組みとGBVと子どもに対する暴力撲滅のための国家行動計画に、多様なSOGIESCへの配慮を含めること。
- 国家は、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが、SOGIESCに基づくあらゆる種類の暴力、虐待、ハラスメントを経験した場合に、司法にアクセスできるようにすべきである。報告メカニズム、司法制度、**保健、保護、社会福祉サービスは、SOGIESCに対応し、包摂的で、安全で、秘密が守られるものでなければならない**。これらのサービスは、多様なSOGIESCを持つ人びとの固有のニーズに対応できるものでなければならず、彼らを暴力や虐待の危険にさらすものであってはならない。
- 国やその他のアクターは、いわゆる「転換療法」の慣行を排除し、SOGIESCの変革努力の分野における今後のプログラム開発、働きかけ、連携活動をさらに発展させることを約束すべきである。

主要課題

多様なSOGIESCを持つ子どもやユースは、教育、コミュニティ、家族の中で、**多くの暴力や虐待**を経験している⁷⁶。トランスおよびジェンダーの多様な子どもやユースは、社会環境全体で暴力に対して特に脆弱である⁷⁷。有害な社会規範と、それが生み出す暴力は、深刻な精神衛生上の問題やその他の健康上の問題を引き起こす可能性がある。

多様な**SOGIESC**を持つ子どもやユースに対する身体的・心理的・性的な暴力やネグレクトを含む**家庭内暴力**は、多くの国で常態化している^{78, 79}。子どもやユースは、懲罰的な形態の暴力や支配に対して脆弱であり、虐待は多くの場合、保護者、家族、教師、隣人など、主に彼らが信頼する人びとによって行われる⁸⁰。

家族の放棄は、社会経済的困窮のさらなる連鎖に拍車をかけ^{81, 82} 児童養護施設、少年院、路上生活⁸³につながりうる。

「**転換療法**」(**SOGIE変更の取り組み**とも呼ばれる)は、人の性的指向や性自認を変えることを目的とした虐待的行為である。子どもとユースはこのような暴力や虐待を特に受けやすい。80カ国の多様なSOGIESCを持つ約500人を対象とした調査によると、22%がSOGIE変更の取り組みを経験しており、そのうち37%が18歳未満、45%が18~24歳の間に経験したと報告している⁸⁴。SOGIESCの多様性は障害であるという考えを前提とした転換療法は、国連SOGI独立専門家⁸⁵によって、品位を傷つける非人道的で残酷なもの(拷問の一形態に相当する⁸⁶)であり、世界人権宣言第5条に違反するものであると認識されている⁸⁷。CRCや人権団体もSOGIE変更の取り組みの強制を非難している^{88, 89}。

多様なSOGIESCを持つ人びとは、非常に高い割合で**SGBV**を経験している^{90,91}。比較データがある場合、性的暴行を受ける可能性は異性愛者の3倍⁹²、性的暴行を受ける可能性は一般女性の最大2.8倍⁹³である。南部・東部アフリカの9カ国にわたる調査では、18～24歳の多様なSOGIESCの人びとの19%、トランス女性の30%が、前年に性暴力を経験している⁹⁴。**いわゆる「矯正レイプ」**は、LBQの女性や女の子⁹⁵、トランスジェンダーの人びと、特に有色人種のコミュニティを標的にするために使われることがある⁹⁶。

CEFMUは多様なSOGIESCを持つ人びとへの暴力の文脈であり、また暴力そのものの形態でもある⁹⁷。カメルーン、スリランカ⁹⁸、バングラデシュ、インド、ネパール⁹⁹、赤道ギニア¹⁰⁰、キルギス¹⁰¹を含むさまざまな国での調査は、LBQやトランスの女性や女の子がCEFMUに対して特に脆弱であることを示唆している¹⁰²。

比較データがある場合、多様なSOGIESCの人びとが**IPV**を経験する割合は、一般集団と同等かそれ以上である。LBQやトランスのコミュニティは特に危険にさらされている¹⁰³。

インターセックスの乳幼児や子どもは、時に時に**インターセックス性器切除**と呼ばれる、非合意的で、不必要で、有害な、非典型的な性特性を「矯正」するための手術に対して、幼児期に特別な保護ニーズがある。国連人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)は、複数の国において、インターセックスの思春期の若者に対する性特性や障害に基づく暴力の報告を取りまとめている¹⁰⁴。

放棄、ネグレクト、または虐待を受けた多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが、安全な場所を含む、暴力を予防・対処する**サービスから除外**されている問題は、広く記録されている。これには、児童保護、社会福祉、GBV、その他のサービスが含まれる。多様なSOGIESCに焦点をあてたCSOやコミュニティ・グループは、持続可能なサービス提供のための資金不足に直面することが多く、主要な提供者は、SOGIESCの視点を彼らの活動に取り入れる能力が不十分であることが多い¹⁰⁵。

多様なSOGIESCを持つ人は、**オンラインでもハラスメントを経験し、それが有害な社会規範やジェンダー規範を再生産する要因となる**。プラン・インターナショナルの2021年世界ガールズ・レポート『女の子にオンライン上の自由を』は、多様なSOGIESCを持つ人であることが、オンライン・ハラスメントの発生率を高める要因であることを強調している。「LGBTIQ+であると自認し、ハラスメントを経験したことのある女の子の42%が、多様なSOGIESCを持つことが原因でハラスメントを受けると答えている」。





プラン・インターナショナルのIQE AoGDは、「すべての脆弱で排除された子ども、特に女の子が、就学前から中等教育レベルまでIQEにアクセスし、修了する」という目標を掲げている。プラン・インターナショナルの変革理論の各要素は、多様なSOGIESCの包摂的IQEの機会を提供している。

- 有害な規範やそれに関連する態度や行動は、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの教育達成度、ユースとしての経験、精神的健康を大きく損なう可能性がある¹⁰⁶。だが、多様なSOGIESCを包摂する正式な教育は、学校やより広いコミュニティ、そして世代を超えて、ユースが家族内で考えを共有し、より大きなレベルの包摂を常態化させることで、考え方を変えることができる¹⁰⁷。

- 世界の多くの国では、すべての人にとって包摂的で安全な教育環境を確保するための法律や政策が欠如しており、他の法律が差別を容認にしている場合もある。反ジェンダー運動が盛んな国では、教育がSOGIESCの権利にとって重要な争点となることが多い。
- こうした課題は、多様なSOGIESCを持つ人びとの教育へのアクセスや達成度の低下、高い中途退学率、精神衛生上の問題につながる可能性がある。これは、彼らの生涯に長期的な影響を及ぼし、社会的・経済的支援の必要性を増大させる可能性がある。包括的で包摂的な教育を受けていない他の生徒も、人生において不利益を被る可能性がある。

プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、すべての人がSOGIESCに基づく差別を受けることなく、SOGIESCの多様性を尊重し、包摂的で質の高い、ジェンダー・トランスフォーマティブ教育を受ける権利があることを認める。
- プラン・インターナショナルは、学校でのいじめ、差別、暴力を含む、教育を受ける権利の否定は、多様なSOGIESCを持つ人にとって、精神的健康や幸福の問題、長期的な社会経済的不利など、深刻な害を与える可能性があることを認識している。プラン・インターナショナルはまた、トランス、ジェンダー多様性、インターセックスの子どもやユースが、それらの結果、特に不利な立場に置かれていることを認識している。
- プラン・インターナショナルは、教育プログラムと働きかけにおいて、多様なSOGIESCの包摂を優先する。これには、IQE、緊急時の教育、子どもの保護、包括的性教育(CSE)、そしてジェンダー・トランスフォーマティブ教育の分野が含まれる。安全で包摂的で学習者のニーズに応える学校環境を作るには、学校の方針、指導、カリキュラム、研修の分野で、多様なSOGIESCの包摂を進めるために、教師、保護者、学校、コミュニティ、政府パートナーとの共働と能力強化が必要である。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCの包摂と教育に焦点を当てたCSOとの協働連携とプログラムについて、それらのCSOと協議の上、活動の場が特定された場合に検討することを約束する。



他のアクターへの提言

- 生徒、教師、保護者、学校職員、知事、政府の政策立案者を含むすべてのアクターは、暴力やいじめ、そして教育において多様なSOGIESCを持つ子どもやユースが直面する教育への深刻な障壁に対処するために、包摂的で安全な学校全体の環境づくりを支援すべきである。
- 国やその他の教育セクターの利害関係者は、結束力のある包摂的な未来社会に貢献するよう、学校を、違いを学び・讃える、前向きな環境にするためのプログラムを実施すべきである。これは、ジェンダー・トランスフォーマティブ教育、多様なSOGIESCを包摂するカリキュラムと教育法、教員やその他の職員に対する研修、教育への参加に対する制度的障壁が取り除かれるようにするための学校運営や統治機構との協力を通じて達成することができる。
- 各国は以下のことを実施するべきである。(a)学校環境でのあらゆる形態の暴力、差別、排除に対して、多様なSOGIESCを持つ生徒、職員、教師が法律と政策によって適切に保護されるようにすること、(b)教育予算に関する決定に多様なSOGIESCの包摂への注意を含めること、(c)例えば、国の教育データシステム(EMISシステム)や教育へのアクセスと経験に関する追跡調査の改善を通じて、多様なSOGIESCの包摂と権利問題に関する改善されたデータを収集し、照合し、投資すること、(d)多様なSOGIESCを持つ子どもやユースを包摂する包摂的な精神保健支援サービスに投資すること。

主要課題

プラン・インターナショナルの「**ジェンダー・トランスフォーメティブ教育**」政策概要では、「伝統的なジェンダーや性的指向の規範の枠内で自らを特定できない子どもやユースは、馴染むことが難しく、時には苦痛を感じている」と指摘している。多様な**SOGIESC**を持つ子どもやユースは、**暴力、脅迫、いじめ**を非常に高い割合で経験している¹⁰⁸。2016年のユネスコの調査では、タイの多様な**SOGIESC**を持つ生徒の55%が、調査前の1ヶ月間に身体的・心理的・性的な暴力を体験したと報告した。同じユネスコの調査では、アルゼンチンのトランスジェンダーの生徒の45%が、トランスフォビア的ないじめか、学校から排除されたことが原因で中途退学している。2019年にヨーロッパ全土の13~24歳の1万7,000人を対象に行われた調査¹⁰⁹によると、性自認に基づくいじめは、トランス女性・女の子の90%、トランス男性・男の子の59%、ノンバイナリーやジェンダー多様性のある人の45%が経験していた。さらに、インターセックスの回答者の40%が性特性に基づくいじめを経験している。暴力やいじめは、他の生徒だけでなく、教師、管理者、保護者によっても行われる可能性がある。

学校での活動・実践・スペースは、スポーツ・遊び場・更衣室・トイレ・制服など、ジェンダー二元論を中心に組織されており、多様な**SOGIESC**¹¹⁰を持つ子どもや若者を排除したり、疎外したりする可能性がある。**ランスやジェンダーの多様な子どもやユースは、こうした環境で特に障壁に直面している**。例えば、2019年に南アフリカで行われた調査では、トランスやジェンダーの多様な思春期の若者の4分の3超が、緊急時以外には学校のトイレを使用しないとしており、70%がスポーツをしないとしている¹¹¹。**学校のカリキュラムでは、多様なSOGIESCが省かれていることが多い**¹¹²。多様な**SOGIESC**を包摂することは、教師、保護者、管理者、学校経営者、そしてより広いコミュニティによって議論されることがあり、**SOGIESC**の多様性の教育を制限する反動的な社会運動も存在する¹¹³。だが、多様な**SOGIESC**を包摂し、**ジェンダー・トランスフォーメティブなカリキュラム**は、学校における生徒の安全感を高めるなど、包摂的で尊重される学校環境の重要な要素になりうる¹¹⁴。また、多様な**SOGIESC**を持つ子どもにとって、家

庭は安全で心地よい場所ではないかもしれない。

多様な**SOGIESC**を持つ子どもやユースは、学校で危険を感じたり、学校行事を避けたり、授業を欠席したり、完全に退学したりする傾向がある。暴力や差別を避けようとし、学業成績が伸び悩み^{115,116}、貧困の連鎖を一層助長する可能性もある¹¹⁷。ユースの精神的・心理的健康への悪影響には、不安、自信の喪失、自尊心の低下、孤独、自傷行為、トラウマ、うつ病、自殺のリスクの上昇が含まれる¹¹⁸。**異性愛者やシスジェンダーの子どもやユースも**、友人やクラスメートのいじめや、対処されないかもしれないハラスメントを目撃したり経験したりし、**悪影響を受ける**という調査結果もある^{119,120}。

多様な**SOGIESC**を持つ子どもやユースは、校外やオンライン学習環境においても、**ネットいじめ**を含むいじめや暴力のリスクにさらされている。プラン・インターナショナルの2020年世界ガールズ・レポートは、多様な**SOGIESC**を持つ人であることが、オンライン・ハラスメントの多発を招くことを強調している。

他の調査によると、多様な**SOGIESC**を持つ子どもやユースは、高い割合で**ネットいじめ**を経験し、常態化している^{121,122}。彼らは、いじめを報告したり支援を受けたりする可能性は低く、ネットいじめから悪影響を受ける可能性は同世代の子どもやユースよりも高い^{123,124}。



SRHR

プラン・インターナショナルのSRHR AoGDの目標は、「あらゆる多様性を持つ子ども、思春期の若者、ユースが、差別、強制、暴力から解放され、自身の生活と身体をコントロールし、性について意思決定できるようにすること」だ。プラン・インターナショナルの変革理論の各要素は、多様なSOGIESCを含む包摂的なSRHRのための機会を提供する。

- SOGIESCに関する有害な規範は、多様なSOGIESCを持つ人びとが直面するSRHRの課題の核心であり、差別、強制、辱め、そ

の他の形態の暴力や支配を可能にする環境を作り出している¹²⁵。「自然な」あるいは「適切な」性とジェンダーに関する他の規範や、家族が性的指向、身体、選択権を管理する権利があると認識されることは、LBQの女の子とユース女性に対する人権侵害の典型的な要因である。

- 身体の自律性と完全性の欠如、人格と意思決定権の否定は、しばしば法律や政策に埋め込まれている。
- 医療制度は、多様なSOGIESCを持つ人びとの特定のニーズに応えられないことが多く、一般的な医療サービスも差別的であるかもしれない。これは、多様なSOGIESCを持つ人びとから健康で尊厳のある生活を送る権利を奪い、生涯にわたって影響を及ぼす可能性がある。



プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、SRHRにおいて権利と証拠に基づき、非差別的な、包摂的なアプローチの重要性を強く支持する。SRHR(およびその他の保健サービス)は、皆が利用でき、アクセスできるものでなければならない。これは、ジェンダーや年齢だけでなく、SOGIESCにも対応する必要があることを意味する。プラン・インターナショナルは、政策変更、リソースの強化、提供者の研修、私たちの職員とパートナーの能力強化を通じて、多様なSOGIESCの包摂を支援する。
- プラン・インターナショナルは、SRHRサービスは普遍的保健保障制度に不可欠で、健康への権利の実現に必須であると考えている。SRHR サービスは、年齢やジェンダーに対応し、権利に基づき、包摂的でなければならない。緊急事態や人道的な環境を含め、多様な SOGIESC の思春期の若者とユースを含むすべての思春期の若者とユースが利用できるものでなければならない。
- プラン・インターナショナルは、性的権利、性的快楽、性的健康がプラスに相互関連する、CSEを含むSRHRに対するセックス・ポジティブ・アプローチを支持する。
- プラン・インターナショナルは、価値観の明確化と態度研修、ジェンダーに対応したSRHRサービス、SRHRに関するデータ収集、モニタリング・評価・学習(MEL)システム、SRHR関連プログラム開発、緊急事態におけるSRHRプログラムの開発などの分野で、多様なSOGIESCの包摂を強化することを約束する。
- プラン・インターナショナルは、すべての子どもとユースが、アクセスしやすく、非差別的で、SOGIESCに対応したCSEを受ける権利があると考えている。CSEは、あらゆる多様性を持つ子どもとユースが、人間関係、性、自身の身体について健全な選択をするための知識、態度、行動を身につけ、発展させ、ジェンダー平等な態度と、自身の性自認と他者の性自認に対する肯定的な感覚を育むのを助けることができる。また、ジェンダーと性は流動的なものであり、一人ひとりが自らの性自認、性表現、性的指向を定義する権利を持っていることを子どもに理解させるためにも、重要な介入となりうる。CSEについて保護者と協力することも、こうした成果を達成するために不可欠である。私たちは包摂的なアプローチを支持し、多様なSOGIESCを包摂するCSEを支援するために、教育パートナーとともに知識の創出と能力強化に投資していく。
- プラン・インターナショナルは、トランスおよびノンバイナリーである子どもやユースを含む、多様なSOGIESCを持つユースを、医療サービス提供における差別、治療の拒否、排除から守る、包摂的で肯定的な環境の重要性を認識している。私たちは、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの心理社会的・社会的支援と、適切で合意に基づく、証拠に基づいた医療の必要性を認める。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCの子ども、思春期の若者、ユースの身体的自律の権利を認識する。子ども、思春期の若者、ユースの主体性は、彼ら自身の身体の完全性、身体的自律性、自己決定に影響を与える決定を下すために支援されなければならない。
- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCのCSO(トランスやユースが主導する組織を含む)と連携し、法改正、保健医療、教育の分野における彼らの能力と影響力を強化する。
- プラン・インターナショナルは、多様な SOGIESC を持つ人びとを含むすべての人が、SGBV を経験することなく生きる権利があると考えている。プラン・インターナショナルは、特にいわゆる「矯正レイプ」の場合において、その要因と広まりに対処するSGBVプログラムを推進する。
- プラン・インターナショナルは、CEFMU の実践が女性の性の統制を含む有害なジェンダー規範に基づくものであると考え、CEFMU が特に LBQ やトランス女性を統制するために使用されうることを認識している。CEFMU の撲滅には、こうした有害な社会的規範やジェンダー規範に挑み、女の子とユース女性が自身の身体と SRHR に対して自律性を持つことが極めて重要である。

他のアクターへの提言

- 医療提供者は、SRHRと広範な保健サービスとプログラムが非差別的であり、多様なSOGIESCを包摂し、対応すべきである。同時に、根本的な健康格差、権利、強みを考慮したものであることを保証しなければならない。
- 医療提供者は、多様なSOGIESCを持つ人びとのスティグマを払拭し、根本的な健康格差に配慮した、セックス・ポジティブ・アプローチを含むアプローチを支持することを約束すべきである。
- CSEの提供者は、人道的な文脈を含め、学校内外を問わず、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースを差別せず、包摂するセックス・ポジティブなCSEプログラムを開発し、実施すべきである。保護者は、これらの成果を達成するために支援されるべきである。
- 各国は、インターセックス、トランス、ジェンダーの多様な子どもやユースの権利と健康を守るための法的・政策的枠組みを改善すべきである（法的なジェンダーの承認や、SOGIESCに対応した包摂的な医療へのアクセスの分野を含む）。

主要課題

一般的な医療へのアクセスにおける主な課題には、スティグマ、認識や研修の欠如、異性愛規範的、シス規範的、ジェンダー二元論的、エンドセクシスト的な思い込みなどがある¹²⁶。多様なSOGIESCを持つ多くの人びとは、差別を恐れて、関連性がある場合を含め、医療提供者にSOGIESCを公表しない¹²⁷。

調査によると、**レズビアンやバイセクシュアルの女性は、関連する健康情報へのアクセスが限られており**、医療スタッフの研修不足、治療における差別的態度、男性パートナーとの性行為を前提とした検査の実施に固執するスタッフなどのために、医療環境を避けることがある。より困難な法的・社会的環境では、全く治療を受けられないことへの恐れや、警察に通報されるなどの恐怖もある^{128,129}。

多様なSOGIESCのCSOや提唱者は、SOGIESC、年齢やジェンダーに対応した性と生殖に関する健康サービス（普遍的保健保障の一環を含む）を支援することができる保健知識の創出や政策立案において、排除される可能性がある¹³⁰。

プラン・インターナショナルは、性の権利と快樂に基づくアプローチについて、それ自体が善であり、よりよい性の健康の実現への道筋として支持する「快樂原則」¹³¹を支持している¹³²。 SOGIESCの多様性に対するセックス・ポジティブ・アプローチは、多様なSOGIESCを持つ人を無責任で、本質的に危険で、解決すべき健康問題であるという有害なステレオタイプから脱却する重要な考え方を提供する。また、調査者は、性が発達の問題であると主張している¹³³。このアプローチはまた、性を医学化されたリスク言説の外で議論するものである¹³⁴。他の調査者やドナーもまた、性と貧困削減との関連性を確立している¹³⁵。

セックス・ポジティブの枠組みは、多様な SOGIESCを持つユースがSTIに感染するリスクが高く、性の健康検査、治療、予防、支援へのアクセスを改善する必要があるという現実と共存するものである¹³⁶。多様な SOGIESCを持つ人の中には、ゲイやバイセクシュアル男性、トランス女性、そして、薬物使用者、性を売ったり交換したりする人、低所得者、黒人や有色人種、先住民、障害者、医療保障の不十分な国に住む人といった交差的な特徴を持つ人など、より高いリスクにある人もいる。

CSEは、多様性、同意、快樂、幸福の問題を話し合い、ジェンダーや性にまつわる神話やスティグマを子どもやユースと払拭するための重要な入口を提供する。しかし、CSEをめぐる議論は政治的に争点となることが多く、誤解や誤情報、偏見に左右されやすい¹³⁷。反ジェンダー的な語りは、子どもや家族の保護に対する明らかな懸念に焦点を当て、多様なSOGIESCを包摂するCSEを子どもや親の権利の侵害と決めつけるかもしれない¹³⁸。だが、CSEの健康上の利点は十分に立証されており¹³⁹、CSEがジェンダー平等と女の子の権利¹⁴⁰を促進することも調査で実証されている。

SOGIESC、年齢、ジェンダーに配慮したSRHRサービスの提供は、LGBTIQ+の人びとを包摂し、偏見を持たない性暴力の臨床管理を含まなければならない。

トランスおよびジェンダー多様な子どもは、自らの性自認と性表現に関連した悩みを経験したり、支援を必要としたりしているが、包摂的で肯定的な移行期のケアや心理社会的支援へのアクセスに重大な障壁に直面している。これには、同意に基づく性行為に関する法律だけでなく、トランスや性の多様性を持つ人びとが法的権利を利用するために不妊手術を受けさせたり、精神衛生診断を受けさせたりする法律や政策も含まれる¹⁴¹。

包摂的で肯定的な環境で育ったトランスの子どもや思春期の若者は、幸福で健康である可能性が高いという調査結果もある¹⁴²。トランスやジェンダーの多様な子どもやユースは、月経、避妊、妊娠、中絶へのアクセスといった話題について、性の健康と権利に関する主流の議論から排除されている、と感じるかもしれない。

多様なSOGIESCを持つコミュニティは、**生殖に関する権利**と選択を求める運動において、歴史的に排除されてきた。例えば、多様なSOGIESCを持つ人は非生産的であり、したがって妊娠することはなく、避妊や中絶を利用する必要はないという見解がある。多様なSOGIESCを持つユースにとっての主要な生殖正義の問題には以下が含まれる。(a) 安全な中絶サービスとプログラムへのアクセスの保証、(b) トランス、多様な性、インターセクシュアルのコミュニティに対する強制不妊手術に対処するための法律と政策の改革、(c) 情報に基づいた選択を支援する、包摂的で年齢とジェンダーに配慮したCSEと性の健康に関する情報への平等なアクセスの保証。

インターセックスの人びとが経験する人権侵害と、その生涯に及ぶことが多い影響に対する認識が高まっている。2019年のUNOHCHRの背景文書では、インターセックスの人びとに対して「強制的で強圧的な医療介入は、人身の安全、身体的・精神的完全性に対する権利、拷問や虐待からの自由、暴力からの自由に対する権利を侵害する」と強調している。また、一般的な医療環境においてインターセックスの人びとが経験するスティグマと差別を強調している¹⁴³。



プラン・インターナショナルのLEAD AoGDの目標は、「思春期の若者とユースが、制度的・社会的・政治的変革のために集団行動を起こす」ことである。特に、女の子とユース女性が政治的に参加し、意思決定の形成に貢献するための支援を行う。そして、自身に何ができるかについての認識を変え、男の子とユース男性とともにジェンダー平等とユース世代の権利を前進させていく。プラン・インターナショナルの変革理論の各要素は、多様なSOGIESC包摂的LEADプログラムの機会を提供する。

- SOGIESCに関する有害な規範は、多様なSOGIESCを持つ人が公的な意思決定の場へ参加することを制限し、公の場にふさわしくないというステレオタイプを永續させる可能性がある。これにより、公の場でSOGIESCのアイデンティティを隠すよう促したり、危険な状況を作り出したりすることがある。
- ユースはまた、法律や政策の策定から排除されることも多い。ユネスコが支援した2018年の調査では、世界的に多様なSOGIESCを持つユースの10人に9人(91%)が、政策立案に彼らのニーズが「全く」または「ほとんど」考慮されないと回答している¹⁴⁴。
- 差別的な態度や行動から生まれる社会的排除を、多様なSOGIESCを持つ人びとが内在化し、生涯にわたる羞恥心や精神衛生上の問題を生み出し、変革の主体であるという意識を損なう可能性がある¹⁴⁵。これはまた、社会的流動性を制限する可能性もある。

プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの排除、暴力、軽視が生む深刻な損害(潜在的に深く長期にわたる無力化、生活機会への貧弱なアクセス、精神的健康や幸福の負の影響など)を認識している。私たちは、(a)多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの市民的・政治的参加の障壁への挑戦、(b)私たちのプログラム、働きかけ、連携活動を通じて、彼らの自信、自尊心、リーダーシップ、主体性を育む支援、(c)安全で支援的で包摂的な学習・協働の場の創出、安全な緊急支援・支援サービスのマッピング、(d)学校、政策立案者、保護者、CSO、ユース自身を含む主要なアクターと協働し、実現可能な環境づくりを支援することの重要性を信じている。
- プラン・インターナショナルは、すべてのカリキュラムが多様なSOGIESCを持つすべての子どもの権利、ニーズ、強みに対応するよう、子どもとユースのカづけに関するカリキュラム、教員研修、政府研修、保護者との関わりをとりわけ強化する。これは、多様なジェンダーを持つ人の権利とカづけを支援する環境づくりに役立つ。
- プラン・インターナショナルは、SOGIESCの権利と子どもとユースのカづけの交点で共に活動する組織や活動家の世界的な動きの一部となる。これには、多様なSOGIESCを持つユースによる自己組織化の支援も含まれる。これは、世界的にSOGIESCに重きを置いたCSOや、子どもとユースに焦点を当てた主要なCSOと、十分な資金力のある、価値の高い持続可能な連携を構築し、国、地域、国際レベルでのプログラムや働きかけの成果を支援することを含むものだ。プラン・インターナショナルはまた、ユース諮問委員会とより緊密に協力し、彼らが多様な子どもとユースの意見を反映できるようにする。

他のアクターへの提言

- 国家は、多様なSOGIESCを持つ人びとの完全な市民的・政治的参加の障壁の撤去に尽力すべきである。これには、家庭、教育、医療、雇用において、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースに対する暴力や差別を防止する法律や政策を施行することが含まれる。国家はまた、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースに影響がある問題に取り組む市民社会アクターを、彼らの生活に影響する公共政策の協議に有意義に参加させるべきである。
- 政府・多国間ドナー、助成団体、パートナーであるINGOやNGOは、SOGIESCに焦点をあてたユース主導の組織やサービスに向けた資源と能力開発の取り組みを強化すべきである。特にSOGIESCの問題を主な対象とし、多様なSOGIESCを持つ人びとが主導する組織を支援することが重要である。また、柔軟な資金提供やプログラム支援、信託に基づく中核的な資金提供、戦略的な変革活動だけでなくサービスに対する資金提供、小規模な組織やサービス向けの利用しやすい資金提供の基準や金額などを検討すべきである。

主要課題

多様なSOGIESCを持つ子どもやユースは、さまざまな形で**力を奪われて**いる。このような排除や力の剥奪は、自尊心、意見を聞いてもらうこと、包摂されていると感じることに関連し、**精神的健康や幸福感を損なう**結果にもなりかねない。例えば、ある調査では、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの12%が毎日「役に立っている」と感じているのに対し、他の子どもやユースは30%であることがわかった。また、多様なSOGIESCを持つ子どもやユースのうち、彼らにとって大切なことを家族が「完全に」理解していると答えたのはわずか9%で、他の子どもやユースでは25%であった^{146, 147}。さらに、多くの場合、**多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの優先事項は不可視**で、NGOや国家アクターによる政策、カリキュラム、教育、研修、プログラムへの統合も不十分である¹⁴⁸。世界の多様なSOGIESCを持つ子どもやユースの大半(59%)は、教育や学校の政策に彼らのニーズが「全く」取り上げられていないと感じている¹⁴⁹。ラテンアメリカとカリブ海諸国の生徒が最も排除のレベルが高いと報告しており、71%が教育政策において彼らのニーズが「一度も考慮されたことがない」と答えている。

多様なSOGIESCを持つユースは、主流のユース運動で**指導的地位を占めることが少ない**。African Queer Youth Initiativeが要約しているように、「ユースのLGBTIQ+の人びとの参加は、スティグマ、差別、暴力、いじめ、失業、ユース代表への取り込みの欠如、資金やユースに優しい構造といった資源の欠如、自己開発の機会の欠如、薬物乱用の問題、支援ネットワークの欠如、サービスへのアクセスの悪さによって妨げられている」¹⁵⁰。多様なSOGIESCを持つ子どもやユースのための支援サービスやプログラムを提供するユース中心の組織は、ボランティアと少ない予算に頼っていることが多い。コミュニティに根ざしたサービスが多く存在する状況であっても、ユースはサービスを利用するために長距離を移動することがある¹⁵¹。また、**ユースを中心とした多様なSOGIESCの組織は、一般的な多様なSOGIESCの組織と比べて資金不足**であるという調査結果もある¹⁵²。ユース対象のプログラムに充てられる資金も、世界的にみて極めて少ない¹⁵³。LBQ、トランス、インターセックスのコミュニティを代表するグループは、特に資金不足に陥りやすい¹⁵⁴。

同時に、調査や協議は、多様なSOGIESCの包摂を強く訴えるユース主導の運動の肯定的な役割も示している。ユースはSOGIESCの権利問題についてプラン・インターナショナルに行動強化を明確に求めている¹⁵⁵。インターセックスのユースなどの特定の集団は、社会運動の中でユースのニーズに対する支援と関心をますます求めるようになってきている¹⁵⁶。各国の事例研究によれば、多様なSOGIESCを持つユース

は、より広範な社会変革の取り組みにおいて重要な役割を担っており、開発アクターからの支援強化の恩恵を受けている¹⁵⁷。



プラン・インターナショナルのECD AoGDの目標は、「開発および人道的環境において、脆弱で排除された集団に属するあらゆるジェンダーの子どもが、差別的で制限的なジェンダー規範や態度から解放され、生き残り、健やかに成長し、その可能性を最大限に伸ばすために必要なケア、支援、サービスを受けられるようにすること」である。プラン・インターナショナルの変革理論の各要素は、多様なSOGIESC包摂的ECDの機会を提供する。

- 保護者、家族、コミュニティは、子どもがジェンダーについて学び、伝える方法を形成する大きな力を持ち、責任を担っている。ジェンダー社会化のプロセスは、出生時から始まる。子どもは、ジェンダーに基づき、自身がどうあり、どう振る舞うべきか、また、その価値、可能性、将来の役割について、コミュニティの信念を教えられ、学ぶ。子どもは、自身の性自認を発達させ、表現し始めると、何が女の子用、あるいは男の子用であると認識されているのか、そして何が「普通」であると考えられているのかを学んでいく。幼児期に、出生時に割り当てられたジェンダーラベルとは異なる形で自身の性自認をする多様なジェンダーを持つ子どもは、差別や拒絶にさらされる可能性がある。インターセックスの幼児は、社会規範や医療制度の影響を早い時期に受ける可能性が高い。有害な社会規範やジェンダー規範は、多様なSOGIESCを持つ保護者がいる家

庭を、その家庭内の子どもと一緒に否定する可能性もある。

- 法律や政策が、誰が結婚し、パートナーシップや家族になり、子どもの世話や教育に関われるかを制約することがある¹⁵⁸。多様なSOGIESCを持つ人びとのパートナーシップや子育ての権利を認める、より進歩的な法律を持つ国も増えてきている。しかし、多くはそうではなく、特に反ジェンダー政治が強い状況では、制限的な法律が復活している¹⁵⁹。
- 社会的・経済的な悪影響を受ける可能性があるのは、幼い頃に規範とされるものとは異なる性自認を表明した子どもで、その結果、学校教育の優先順位が下がるなど、家庭内で差別を受けることになりうる。有害な「矯正」手術やその他の介入を受けたインターセックスの人びとは、継続的な精神衛生や生活上の困難を抱えるかもしれない。また、同性の保護者やパートナーシップに対する態度のために弱体化した家族にも影響があるかもしれない。

プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、すべての子どもがSOGIESCに基づく差別を受けることなく、またSOGIESCを尊重されながら、幼児期の保育と教育（ECCE）を含むECDを受ける権利を有することを認める。多様なSOGIESCの子どもに対するECDとECCEの権利の否定は、彼らの潜在能力を最大限に発揮する機会を制限するものであり、幼児期は生涯を通じて健康、発達、幸福の基礎を築くものであることを認識すべきである。
- プラン・インターナショナルは、すべての子どもの主体性を認め、幼児期には、自身の性自認を探求し、彼らにとって意味ある形で自己表現できるようにすべきであると考えます。これを怠ると、子どもたちの発達や精神的健康に悪影響を及ぼしかねない。
- プラン・インターナショナルは、ECDにおける子育て/養育プログラムが、多様なSOGIESCを含むあらゆる多様性を持つ保護者を包摂する必要があることを認める。これには、多様なSOGIESCや多様な家族・養育構造を持つ保護者を受け入れ、歓迎するために、子育て/養育プログラムをどう適応されるかを検討する必要性も含む。
- プラン・インターナショナルは、性的指向、性自認や性表現、性特性にかかわらず、誰もが家族の一員である権利を有することを認める。家族は多様な形態で存在し、プラン・インターナショナルは、すべての家族に同じ選択肢とサービスを拡大する法律と政策改革を提唱する。いかなる家族も、その家族のメンバーのSOGIESCに基づく差別を受けてはならない。
- プラン・インターナショナルのECDにおけるプログラムと働きかけは、パートナーやその他の利害関係者との協働を含め、プログラムのサイクル全体を通じて、性的指向、性自認、性表現、性特性に基づく子どもが経験する問題に取り組む。これには、有害な社会的規範やジェンダー規範に挑み、前向きな子育てを促進することも含まれる。
- プラン・インターナショナルは、インターセックスの子どもの人権を尊重するための法律、子どもの保護メカニズム、医療規約の改革を支援する。私たちは、インターセックスの子どもが、年齢に応じた方法で、自身の身体の完全性、身体の自律性、自己決定に影響を与える決定を自ら行う権限を与えられなければならないと信じている。プラン・インターナショナルは、その政策、プログラム、提唱活動が、インターセックスの人びとや組織と協調的で、適切なものとなるよう、さまざまな地域のインターセックスの権利団体や活動家と関わっていく。

他のアクターへの提言

- 国家は、養子縁組、代理出産、親権への平等なアクセス、生殖補助医療への平等かつ差別のないアクセス、国家および社会扶助（税額控除や保育など）への平等かつ差別のないアクセスなど、家族として存在する権利を保障するために必要なあらゆる立法、行政、その他の措置を講じるべきである。
- WHO、各国、および関連する専門機関は、医療指針、規約、分類における性特性の多様性を非病理化するための緊急措置を講じるべきである。国家は、子どもの年齢と成熟度に応じ、子どもに関するすべての決定において、子どもの最善の利益が第一に考慮されるという原則に基づくべきである。そして、子どもの完全かつ自由で十分な情報に基づく同意なしに、性自認を押しつけようとする医療行為によって、いかなる子どもの身体も不可逆的に変更されることがないように、必要なすべての立法・行政・その他の措置を講じるべきである。国家はまた、どの子どもも医学的虐待にさらされたり、受けたりすることのないよう、子どもの保護メカニズムを確立すべきである。
- メディアを制作し、公の発言を行う国家および非国家アクターは、多様なSOGIESCを持つ人とその家族について、肯定的かつ尊重的な語りを強化すべきである。

主要課題

インターセックスの乳幼児や子どもは、性器手術のような**非合意的で有害、不必要な「普通化」治療**や、心理学的、その他の医学的介入を受けることが多く、その中には非合意的な不妊手術が含まれることもある。インターセックス・コミュニティは、着床前遺伝子診断、出生前スクリーニング、治療、インターセックス胎児の選択的中絶に対する排除的なアプローチによっても影響を受けている¹⁶¹。

多くの国や地域で、放置、切除、幼児虐待、その他の形態の**インターセックスの子どもに対する暴力**が報告されている¹⁶²。

子育てのアプローチは、幼児期を含め、ジェンダーに関する二元的、異性愛規範的、シス規範的、固定的、また階層的な考えを強化することが多い。これは、暴力、罰、ネグレクトを是認し、常態化させる子育てに関する規範を伴うことがあり、その場合、インターセックス、トランスジェンダー、ジェンダー多様性のある、あるいは、そうみなされる子どもは、現実的な危険にさらされている。したがって、子育ての介入をより包摂的で多様なものにする必要がある。

多様なSOGIESCを持つ保護者は、多くの国で法的に認められず、排除され、スティグマを背負っている。カップルやひとり親は、多様なSOGIESCを持つ成人は生殖能力がなく、「普通の」家族とは隔絶して存在し、妊娠・出産・養子縁組・不妊治療を受けて子どもを持ってない、あるいは持つべきでないという思い込みに基づくことがある。多様なSOGIESCを持つ人は子どもを虐待・危害・育児放棄する可能性が高い、あるいは幸せで健康な子どもを育てる能力が低いという、深く侮辱的な俗説が根強く存在する。妊娠や出産前後の医療を受けるトランスやジェンダーの多様な人もまた、医療提供者の知識不足、スティグマ、ジェンダー特定の誤り、その他の排除や不適切な待遇に直面している¹⁶³。



人道的対応

プラン・インターナショナルの人道危機における活動は、社会構造、支援ネットワーク、サービスが崩壊するような大きな危機の時には、コミュニティや国家が子どもやユースを保護し、ケアする状態にない場合があることを認識している。緊急事態において、多様な SOGIESC を持つ子どもやユースの権利、ニーズ、強みに特別な注意が必要である。

多様な SOGIESC を持つ人びとは、人道的対応でしばしば深刻な排除に遭う。人道危機以前に存在する有害な社会規範、法的差別、社会的・経済的要因は、多様な SOGIESC を持つ人びとのレジリエンスを脅かす危険性を高める。こうした要

因は、危機が発生し救援活動が始まると引き続き優勢となり、復興にも影響し、多様な SOGIESC を持つ人びとの不利な状況を一層深刻化させる。

しかし、人道的ニーズ調査、プログラム設計、資金提供の要請において、多様な SOGIESC を持つ人びとを見過ごしていることが多い。セクター全体の人道基準や原則が非差別的で権利に基づくアプローチを義務づけているにもかかわらず、敵対的な法的・社会的背景により、それらが実際に適用される範囲が制限されることがある。多様な SOGIESC を持つ人びとの保護や人道的対応のテーマ分野への包摂に関する具体的な政策や指針は、限定的か存在しないことが多い。

プラン・インターナショナルの見解

- プラン・インターナショナルは、多様な SOGIESC を持つ人びとは、災害・紛争の前後、その最中に経験する複雑な緊急事態、救出・復興活動における差別などを含む危機(特にGBVのため)において、深刻で特別なニーズを持っていることを認識している。
- プラン・インターナショナルは、人道危機において多様な SOGIESC を持つ人びとのニーズを満たすことは、人道主義の原則と、ニーズが存在する限りどこでも満たすという公平性の原則に基づく義務に合致するものであり、これは特別扱いには当たらないことを強く認める。
- プラン・インターナショナルは、危機における多様な SOGIESC の人びとの権利、ニーズ、強みに取り組む能力を強化し、人道支援アクターとしての多様な SOGIESC の CSO との連携を強化し、資金提供し、安全な場合にはコミュニティベースの対応を支援する。
- プラン・インターナショナルは、人道的対応において多様な SOGIESC を持つ人びとを包摂するための証拠の生成と政策・実践の開発に貢献する。

他のアクターへの提言

- 人道的対応における資金提供、調整、援助提供、基準の遵守に責任を持つ国家および非国家の人道支援アクターは、人道的準備、救援、復興における多様なSOGIESCの包摂に関する活動を大幅に強化することを約束すべきである。
- 国家および非国家の人道支援アクターは、職員が人道危機における多様なSOGIESCの包摂について研修を受けるようにすべきである。有害なSOGIESC規範や慣行が、自身やパートナーの活動を通じて複製されないように、システムとプロセスを見直すべきである。多様なSOGIESCのCSOやコミュニティと協働するための特定の能力を開発する組織は、より適切で尊厳のある援助を提供し、人道援助が可能な限り多くの多様なSOGIESCの人びとに届くような方法でリスク軽減につなげる可能性が高い。
- ニーズ調査を実施する組織は、多様なSOGIESCを持つ人びとのニーズを認識し、人道危機の間に発生する差別、暴力、排除だけでなく、緊急事態以前の疎外から生じるニーズも考慮に入れるべきである。こうしたニーズを認識・対処することは、原則的なアプローチに合致し、特別扱いを意味するものとはならない。
- 国家および非国家の人道支援アクターは、現地化、被災者への説明責任、参加の観点から、多様なSOGIESCのCSOを現地アクターとして関与させ、資金を提供すべきである。これには、人道支援の設計・実施・評価への参加も含まれる。多様なSOGIESCのCSOやその他の組織化されたグループがコミュニティ内で人道支援を提供する場合、彼らは人道支援アクターとして認められ、支援されるべきである。





主要課題

上記のSOYEE、SRHR、PfV、IQE、LEAD、ECDの議論でも概説したように、多様なSOGIESCを持つ人びとは、**緊急事態以前に重大な疎外**を受け、人道危機の最悪の影響を経験するリスクにさらされている。例えば、多様なSOGIESCを持つ人びとは、貧困層に属する可能性が高く、家族や社会的支援ネットワークから孤立し、サービス利用において差別を受ける可能性が高い¹⁶⁴。

犯罪化やその他の法的差別は、多様なSOGIESCを持つ人びとやそのコミュニティ組織を孤立させ、疎外の要因となる。これが、緊急事態前の社会的排除を助長し、多様なSOGIESCを持つ人びとを災害リスク軽減やその他の備えの機会から排除する可能性がある。

SGBVは一般的に、人道危機や緊急事態、特に紛争や複雑な緊急事態の際に増加する¹⁶⁵。**実際の、あるいは認識されたSOGIESCに基づく暴力**や有害なジェンダー規範に基づく暴力も増加する¹⁶⁶。これらの問題はIE SOGIでも検討されており¹⁶⁷、次のように述べられている。「LGBTの人びとは武力紛争中、組織的な脅迫から、紛争地域で『普通』あるいは『許容される個人』を規制することを目的としたジェンダー的、性的な行動規範の押しつけまで、さまざまな形態の暴力にさらされている。この暴力には、レイプやその他の性暴力、拷問、不法な殺害、迫害、LGBT当事者の身体的・精神的完全性に対するその他の攻撃も含まれる」。

多様なSOGIESCを持つ人びとは、国連職員、国際・国内NGO、信仰・国家アクター、より広範なコミュニティから、**援助の提供の際に直接的な差別、暴力、虐待**に直面する可能性がある¹⁶⁸。多様なSOGIESCを持つ人びとは、次のような**間接的な差別**にもよく直面する¹⁶⁹。

- 多様なSOGIESCを持つ人びとが一般的に家庭から、または家庭内で排除され、時には選択家族を形成していることを考慮することなく、異性愛型の家族や世帯を主な分析単位とするニーズ調査から実際に排除されている。
- 多様なSOGIESCを持つ人びとは、プログラムの設計の際、考慮されない可能性がある。例えば、WASH事業や保護プログラムの場合、偏見やスティグマが、トランスコミュニティの公共スペースへのアクセス（および排除）にどう影響するかを考慮していないことがある。具体的には、公衆トイレや水道、キャンプ、食料や医薬品の配布などが挙げられる。
- 多様なSOGIESCを持つ人びとは、供給システムが危険だと感じた場合や、提供されるサービスが自身の生活と関連しないと感じれば、援助を受けようとしなないかもしれない。例えば、多様なSOGIESCを持つ人びとに対し敵意や無関心の態度を取ってきた宗教的・国家的アクターによって対応が管理されている場合である。多様なSOGIESCを持つ人びとは、例えば、彼らの罪に対する天罰として、災害が起きたと非難されることがある。また、危機の際のうわさは、多様なSOGIESCを持つ人びとが、他の人びとが経験した問題の原因であると示唆することもある。
- 一部の人道支援者の間では、多様なSOGIESCを持つ人びとのニーズに対応することは、公平性という人道主義の原則とは相反する特別扱いを伴うとみなされることがある。

影響のひとつは、多様なSOGIESCを持つ人びとのコミュニティが、コミュニティの人道的ニーズを満たすために、しばしば自ら組織化し、資源を確保する必要があることである¹⁷⁰。このような**コミュニティ主導の対応努力**は効果的であるが、正式な人道支援コミュニティからの支援なしに運営される場合があり、コミュニティ組織や危機の影響を受けている個人にも負担を強いている。多様なSOGIESCのCSOは、資金や能力を人道的対応に充てることができるかもしれないが、これらのCSOは、人道的対応の技術的能力が限られていたり、人道的調整システムから疎外されていたり、他の優先事項があつたりする可能性がある。

付録1:用語集と略語集

SOGIESC用語集

バイバイセクシュアル	複数の性自認を持つ人に感情的、恋愛、または性的魅力を感じる人。多様な性的指向を持つ人びとの中には、パンセクシュアル(すべての性自認に惹かれる)、ポリセクシュアル(多くの性自認に惹かれるが、すべての性自認には惹かれない)、その他の性自認者もいる。
シス/シスジェンダー	性自認が出生時に割り当てられた性別に一致する人。
シス規範	人は皆シスジェンダーである、あるいはそうあるべきという思い込みや予想で、法律や制度、社会的慣習にしばしば刻み込まれている。
エンドセクシズム	人は皆、身体的性徴が医学的または社会的な男性または女性の身体に対する予想に一致しているという思い込みや予想のこと(インターセックスと性特性を参照)。
ゲイ	同性に主な感情的、恋愛、性的魅力を感じる人。この用語は、ゲイの男性が最もよく使うが、多様な性を持つ他の人びとも使う。
ジェンダー二元論	すべての人のジェンダーは女か男であるという思い込みまたは予想。
ジェンダー多様性	ジェンダーは固定的であるという概念を含め、性自認やジェンダー表現に関する二元的またはその他の規範的な予想に当てはまらない人。ジェンダー多様性とされる人には、ジェンダー・フルイド、ジェンダー・ノンバイナリー、ジェンダー・クィア、アジェンダー、ジェンダーと性の多様性を融合させた幅広い文化的ジェンダー集団など、さまざまな自認のあり方がある。
ジェンダー表現	服装、髪型、アクセサリー、化粧品などの身体的な外見や、物腰、話し方、行動パターン、名前、個人的な呼び方などを通じて、各人がその人のジェンダーを示すこと、さらに、それはその人の性自認に合致する場合もあれば合致しない場合もあることに留意すること ^A 。
性自認	出生時に割り当てられた性別と一致するとも限らない、各人が深く感じている内面的で個人的なジェンダーの経験を指し、個人的な身体感覚やその他のジェンダーの表現も含まれる。
異性愛規範	すべての人がその性的指向において異性愛者である、あるいはそうあるべきだという思い込みや 予想のことで、法律や制度、社会慣習にしばしば刻み込まれている。
異性愛者	(ジェンダーが2つしかないとされる制度の中で)異性の人に恋愛、性的魅力を感じる人。
インターセックス	インターセックスの人は、女性や男性の身体に関する医学的・社会的規範に当てはまらない生まれつきの性徴を持ち、そのためにスティグマや差別、危害を受けるリスクや経験がある ^B 。

レズビアン	主に他の女性に感情的、恋愛的、または性的魅力を感じる女性。多様なジェンダーの人がレズビアンであることもある。
LBQ	レズビアン、バイセクシュアル、クィアの女性/コミュニティ
LBT	レズビアン、バイセクシュアル、トランスの女性/コミュニティ
LGBTIQ+	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、インターセックス、クィア/クレスチョニング(「+」は、多様なSOGIESCを持つすべての人びとへの包摂的な姿勢を意味する。)これらは文化的アイデンティティの分類であり、すべての国や文化的背景において適切であるとも限らない。注:インターセックスとは身体的な状態であり、彼らは自らをインターセックスであると表現することも、表現しないこともある。
MSM	男性とセックスする男性
出生時の性別	性器やその他の性的特徴から、出生時に信じられた新生児の性別のことで、出生証明書に記載されることが多い。
性特性	染色体、生殖器、生殖腺、ホルモン、その他の生殖器官を含む、性に関する身体的特徴、および思春期から現れる二次的特徴 ^C 。
性的指向	異なるジェンダー、同じジェンダー、または複数のジェンダーの個人に対して、深い感情的、愛情的、性的な魅力を感じ、親密で性的な関係を持つ各人の能力を指す。
SOGI	性的指向と性自認
SOGIESCと多様なSOGIESC	性的指向、性自認、ジェンダー表現、性特性。SOGIESCは人権談話に用いられた言葉であり、保護されるべき特性である。すべての人はSOGIESCを持っており、多様なSOGIESCは、現在多くの国や文化において非規範的であるLGBTIQ+の人びとのSOGIESCの形態を指すために使用される ^D 。
トランス/トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別と異なるジェンダーを持つ人。これには、医学的、外科的、またはその他の手段による身体の外見や機能の変更(自由に選択できる場合)、および服装、話し方、物腰を含むその他のジェンダーの表現が含まれる ^E 。

注:これらの英語の用語や言い回しは、他の言語に容易に翻訳できるとも限らない。他の言語や文化には独自の用語があるかもしれないし、ジェンダーや性別、あるいはSOGIESCの多様性に関する英語の言説でよく使われる用語がないかもしれない。他言語で活動する場合、避けるべき俗語が多いため、使用する用語が敬意に満ちた正確なものであることを確認する。CSOの多様なSOGIESCコミュニティのメンバーに相談し、活動地で使われる用語や表現を理解すること。

(A) Yogyakarta Principles +10を参照のこと。

(B) Intersex Human Rights Australia 2021 What Is Intersex? (<https://ihra.org.au/18106/what-is-intersex/>). Accessed July 2023.

(C) Intersex Human Rights Australia 2021 What Is Intersex? (<https://ihra.org.au/18106/what-is-intersex/>). Accessed July 2023.

(D) SOGIESCの多様性は、ある意味では、性やジェンダーの多様性がLGBTIQ+の頭字語のカテゴリーに反映されなかったり、それに置き換えられなかったりする人びとをより包摂するものである。プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCを持つ人びとが、それぞれの言語でさまざまな用語を持っていたり、他の表現を使ったり、LGBTIQ+の頭字語のバージョンを好んだりする可能性があることを認識している。プラン・インターナショナルは、多様なSOGIESCの人びとによる言語の選択を尊重し(安全面の懸念を反映する場合もある)、現地のCSOや個人が好む特定の文脈における言語を使用するよう適応する。

(E) Yogyakarta Principles +10を参照のこと。

略語集

CEDAW	女性差別撤廃条約
CEFMU	早すぎる強制された結婚
CRC	子どもの権利条約
CSE	包括的性教育
CSO	市民社会組織
ECD	幼児期の発達
IE SOGI	SOGIIに基づく暴力と差別からの保護に関する国連独立専門家
ILO	国際労働機関
INGO	国際NGO
IQE	包括的で質の高い教育
LEAD	変革の積極的担い手となる女の子、男の子、ユース
NGO	非政府組織
OECD	経済協力開発機構
PfV	暴力からの保護
SDGs	持続可能な開発目標
SGBV	性とジェンダーに基づく暴力
SOYEE	ユースの雇用と起業のためのスキルと機会
SRHR	性と生殖に関する健康と権利
STI	性感染症
UN OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
UNAIDS	国連HIV/エイズ合同プログラム
UNDP	国連開発計画

参考文献

1. OHCHR (n.d.) [About the 2030 Agenda on Sustainable Development](#).
2. UNESCO (2016) [Out in the Open – Education Sector Response to Violence based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression](#). Paris: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation.
3. UNESCO (2016) [Out in the Open – Education Sector Response to Violence based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression](#). Paris: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation.
4. Bradlow, Josh and Guasp, April (2020) [Shut Out: The experiences of LGBT young people not in Education, Training, or Work](#). London: Stonewall
5. 例えば、ナイジェリアの2014年同性婚禁止法の影響を浮き彫りにした、2014～2021年に毎年発表した「The Initiative for Equal Rights (TIERs)」の人権侵害報告書を参照。<http://theinitiativeforequalrights.org/resources/>にて入手可能(2022年12月18日アクセス)。
6. 例えば、国連保健特別報告者は、多様なSOGIESCを持つ人を標的にした暴力は、「そのアイデンティティ、表現、身体が、異性愛的、男女二元論的な考え方に合わない人びとを罰したいという願望に根ざしている」と指摘している。さらに、暴力が健康に大きな影響を及ぼすことを指摘しており、LGBTIQ+のユースの場合、「より深刻な精神的健康障害があり、異性愛者のユースと比較して、LGBTIQ+のユースでは自殺未遂が3～7倍起こりやすい」と述べている。
7. マルタ、ドイツ、アイスランド、ポルトガル、チリ、ギリシャ(2023年3月現在)。
8. ILGA World Database <https://database.ilga.org/criminalisation-consensual-same-sex-sexual-acts>. Accessed: July 2023.
9. プラン・インターナショナル(2021) Getting it Right on SOGIESC. 注:この割合と具体的な国は、法律が変更され、プランの活動状況が変化する。
10. ILGA World Database <https://database.ilga.org/criminalisation-consensual-same-sex-sexual-acts>. Accessed: July 2023.
11. [Uganda president signs anti-LGBTQ bill, which includes death penalty provisions, into law | CBC News](#)
12. ILGA (2021) [State-Sponsored Homophobia](#) p.145
13. ILGA (2021) [State-Sponsored Homophobia](#) p.165
14. GATE: Kara, S. (2020) [Depathologising Gender Identity Through Law](#). GATE Series on Legal Depathologisation, No 1. New York: GATE, p. 17-24.
15. www.ilga.org
16. Human Rights Watch (2016) [“Tell Me Where I Can Be Safe”: The Impact of Nigeria’s Same Sex Marriage \(Prohibition\) Act](#). New York: HRW
17. Kondakov, Alexander (2019) ‘The influence of the “gay-propaganda” law on violence against LGBTIQ people in Russia: Evidence from criminal court rulings.’ *European Journal of Criminology* 18(4). November 2019.

18. Amnesty International (2014) [Rule by Law: Discriminatory Legislation and Legitimised Abuses in Uganda](#). London: Amnesty International, International Secretariat, UK
19. 例えば、ナイジェリアの2014年同性婚禁止法の影響を浮き彫りにした、2014～2021年に毎年発表された「The Initiative for Equal Rights (TIERs)」の人権侵害報告書を参照のこと。<http://theinitiativeforequalrights.org/resources/>にて入手可能(2022年12月18日アクセス)。
20. OMCT (2013) [Eastern Europe and Central Asia: The defence of LGBTI rights in jeopardy](#); Aidsplan (2023) [LGBTQI communities are increasingly under threat in Eastern Europe and Central Asia](#).
21. OHCHR (UN) (2018) [Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity, 11 May 2018, A/HRC/38/43](#).
22. Edge Effect (2021) [“We Don’t Do A Lot For Them Specifically”: A scoping report on gaps and opportunities for improving diverse SOGIESC inclusion in cash transfer and social protection programmes, during the COVID-19 crisis and beyond](#). A report for the Australian Department of Foreign Affairs and Trade.
23. Institute for Research on Poverty (2021) [The Complexity of LGBT Poverty in The United States](#). Policy Brief No. 53-2021, June 2021.
24. Dwyer E. (2019) [It takes a systems diagram](#).
25. 例えば、経済的、社会的及び文化的権利委員会(CESCR)は、差別禁止に関する一般的意見第20号において、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約との関連で、「第2条第2項において認められる『その他の地位』には、性的指向が含まれるとした。締約国は、人の性的指向が、例えばサバイバーの年金受給権を利用する際など、規約上の権利実現を妨げるものではないと保証すべきである。さらに、性自認は差別の禁止事由の一つとして認められており、例えば、トランスジェンダー、性転換者、インターセックスである人は、学校や職場においてハラスメントなどの深刻な人権侵害に直面することが多い。」経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会、一般的勧告第20号: 経済的、社会的及び文化的権利における差別禁止(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第2条第2項)、2009年7月2日(E/C.12/GC/20)参照のこと。また、人権委員会は2002年、市民的及び政治的権利に関する国際規約の「性」の定義に「性的指向」が含まれることを認め、それ以降、SOGIESCの特性が「その他の地位」への言及に含まれることを指摘している。
26. Committee on the Elimination of all forms of Discrimination against Women (2010) [General recommendation No. 28 on the core obligations of States parties under article 2 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women](#). 16 December 2010. CEDAW/C/GC/28, para 18.
27. HRW (2012) [UN: Ban Ki-Moon Condemns Homophobic Laws](#).
28. この権限は2016年6月の人権理事会決議32/2号によって創設され、当初は3年間で、2019年6月に決議41/18号で、2022年7月に決議50/10号で更新された。
29. Yogyakarta Principles (2007) [Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity](#).
30. 障害者の権利に関する条約(CRPD)との整合性も、SOGIESCの多様性に関する交差的な活動には不可欠である。CRPDには、一般的に多様なSOGIESCを持つ人びとを含むことができる包摂的な文言が含まれているが、障害者権利委員会はこれらの問題を扱うことがなかった。
31. Sandberg, Kirsten (2015) ‘The Rights of LGBTI Children under the Convention on the Rights of the Child’. [Nordic Journal of Human Rights. Volume 33, 2015 – Issue 4: Human rights, Sexual Orientation, and Gender Identity](#).
32. 特にSandberg, Kirsten (2015) ‘The Rights of LGBTI Children under the Convention on the Rights of the Child’. [Nordic Journal of Human Rights. Volume 33, 2015 – Issue 4: Human rights, Sexual Orientation, and Gender Identity](#). を参照のこと。

33. Holtmaat, R. and Post, P. (2015) *ibid*.
34. 決定は、差別禁止(第2条)、GBVから保護されること(第2条と第5条)、公的・政治的活動に参加すること(第7条)、法の下での平等を享受すること(第15条)、家族の権利を保護すること(第16条)の権利を侵害するという理由で下された。
35. Stonewall (2016) [The Sustainable Development Goals and LGBT Inclusion](#). London: Stonewall
36. UN System Chief Executives Board for Coordination (2017) *ibid*, p. 15-18.
37. OHCHR (2015) [Twelve UN agencies issue unprecedented joint statement on rights of lesbian, gay, bisexual, transgender & intersex people](#).
38. See for example: UN Free and Equal (2014) <https://www.unfe.org/sexual-orientation-gender-identity-nothing-new/>
39. Human Rights Watch (2008) [This Alien Legacy: The Origins of “Sodomy” Laws in British Colonialism](#)
40. Human Rights Watch (2008) [This Alien Legacy: The Origins of “Sodomy” Laws in British Colonialism](#)
41. Azevedo, Anna and Mott, Luiz (2021) [The Colonial Roots of Homophobia](#).
42. House, Claire (2022) [Anti-Gender Movement Background Paper](#). Prepared for the Equal Rights Coalition (ERC) Co-Chairs and ERC Conference, Buenos Aires, Argentina. September 2022.
43. 大まかな概要については、House, Claire (2022) *ibid*; UN Human Rights Council (2021) [The Law of Inclusion & Practices of Exclusion](#); Kuhar and Paternotte eds (2017) [Anti-Gender Campaigns in Europe](#); Corrêa ed. (2020) [Anti-Gender Politics in Latin America Sexuality Policy Watch](#); Martínez, Duarte, and Rojas (2021) [Manufacturing Moral Panic](#) Global Philanthropy Project and Elevate Children’s Group; Denkovski, Bernarding and Linz (2021) [Power Over Rights](#) Centre for Feminist Foreign Policyを参照のこと。
44. See especially Denkovski, Bernarding and Linz (2021) *ibid*.
45. Plan International (2018) Building Better Partnerships to Advance Children’s Rights and Equality for Girls: Guiding Principles, p.4
46. Plan International (2022). Strategies for SRHR influencing in restrictive contexts. United Kingdom: Plan International.
47. OHCHR (2022) Guidance Note on Intersectionality, Racial Discrimination, and Protection of Minorities. United Nations Network on Racial Discrimination and Protection of Minorities.
48. OHCHR (2022) *ibid*.
49. Inter-American Commission for Human Rights (2015) [Violence against Lesbian, Gay, Bisexual, Trans, and Intersex Persons in the Americas, paras 357-368](#). OAS: Official records, OEA/Ser.L/V/II. Doc.36/15 Rev.2.
50. Studies by NCAVP in 2013 and 2014, cited in Inter-American Commission for Human Rights (2015) *ibid*, para 362.
51. <https://www.oas.org/en/iachr/lgtbi/docs/annex-registry-violence-lgbti.pdf>
52. Abbott, D. (2015). ‘Love in a Cold Climate: changes in the fortunes of LGBT men and women with learning disabilities?’ *British Journal of Learning Disabilities*.
53. Plan International (n.d.) Getting it Right: Gender Transformative Programming and Influencing [Internal Resource], p.2.
54. UNHCR (2021) [Reports on Gender: The Law of Inclusion & Practices of Exclusion](#).
55. Plan International (2018) Building Better Partnerships to Advance Children’s Rights and Equality for Girls: Guiding Principles, p.4
56. Plan International (2022). Strategies for SRHR influencing in restrictive contexts. United Kingdom: Plan International. See p.22-26.
57. United Nations Development Programme and ILO (2018) [LGBTI People and Employment: Discrimination Based on Sexual Orientation, Gender Identity and Expression and Sex Characteristics in China, the Philippines and Thailand](#).

58. Edge Effect (2021) [“We Don’t Do A Lot For Them Specifically”](#): A scoping report on gaps and opportunities for improving diverse SOGIESC inclusion in cash transfer and social protection programmes, during the COVID-19 crisis and beyond. A report for the Australian Department of Foreign Affairs and Trade.
59. Oosterhoff, Pauline; Waldman, Linda; and Olerenshaw, Dee (2014) Literature Review on Sexuality and Poverty. Institute of Development Studies, Evidence Report, No 55.
60. 例えばNyneck, S. N. and Shepherd, Debra (2019) The Economic Cost of LGBT Stigma and Discrimination in South Africa. United States: Williams Instituteを参照のこと。非正規については、ILO (2022:176-177) Global Employment Trends for Youth. Geneva: International Labour Organisationを参照のこと。
61. OHCHR (2020) Violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity during the coronavirus disease (COVID-19) pandemic. Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity, Victor Madrigal-Borloz (A/75/258).
62. Edge Effect (2021) [“We Don’t Do A Lot For Them Specifically”](#): A scoping report on gaps and opportunities for improving diverse SOGIESC inclusion in cash transfer and social protection programmes, during the COVID-19 crisis and beyond. A report for the Australian Department of Foreign Affairs and Trade.
63. Dwyer, Emily (2022) A Very Beautiful But Heavy Jacket: The experiences of orientation, gender migrant workers with diverse sexual identity and expression in South-East Asia. Bangkok: ILO Safe and Fair.
64. Citation from: <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/c64c3d3f-en/index.html?itemId=/content/component/c64c3d3f-en#wrapper>
65. Edge Effect (2021) *ibid.*
66. ILGA World (2020) [State Sponsored Homophobia Report p. 217](#)
67. United Nations Development Programme and ILO (2018) *ibid.*
68. Moore, Carla (2019b) [The Jamaican LGBT Community Experience and Needs Assessment Survey Results. J-Flag.](#)
69. 東南アジアの多様なSOGIESCを持つ低賃金移民労働者が、SOGIESCアイデンティティを隠すことについて述べているDwyer (2022) 同上也参照のこと。
70. Brown, C., O’Leary, J., Trau, R., Legg, A. (2018) [Out at Work: From Prejudice to Pride.](#) Sydney: Diversity Council Australia.
71. Dwyer, Emily (2022) *ibid.*
72. EISF. (2018) [Managing the Security of Aid Workers with Diverse Profiles. European Interagency Security Forum \(EISF\).](#)
73. Brown, C., O’Leary, J., Trau, R., Legg, A. (2018) *ibid.*
74. Badgett, M. V. Lee, Waaldijk, Kees, and Rodgers, Yana van der Meulen (2019) [‘The Relationship Between LGBT Inclusion and Economic Development: Macro-Level Evidence’ in World Development. Vol. 120, August 2019, pp. 1-14; Miller, Jon and Parker, Lucy \(2018\) Out for Business: Strengthening the Economic Case. United Kingdom: Open for Business’.](#) (Accessed March 18, 2020).
75. Plan International (2019) AOGD guidance on Protection from Violence.
76. 多様なSOGIESCを持つ人びとへの暴力を助長する抑圧的な法律や規範の役割は、十分に報告されている。例えばIGLHRC[Violence Through the Lens of Lesbians, Bisexual Women and Trans People in Asia.](#) New York: IGLHRCを参照のこと。
77. UNESCO (2016) [Out in the Open – Education Sector Response to Violence based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression.](#) Paris: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation.
78. Ratliff, Gregory Allen (2022) ‘The Use of Discretionary Power of Parents, Teachers, Physicians in Enactments of Structural Violence Against Transgender and Nonbinary Young People During Childhood and Adolescence.’ [Journal of Adolescent Health.](#) (70)4.

79. Braga, I.F.; Oliveira, W.A.; Silva, J.L.; Mello, F.C.M.; and Silva, M.A.I. (2018) 'Family violence against gay and lesbian adolescents and young people: a qualitative study'. [Rev Bras Enferm.](#) 71(3):1220-7.
80. Mršević, Zorica (2015) 'Domestic violence and rejection of LGBT children in Serbia.' [Bezbednost.](#) 57(1):87-104.
81. 例えば、ユニセフの調査によると、62カ国で2～14歳の子どもの45～94%が、過去1カ月間だけでも暴力的な懲罰(心理的な攻撃や体罰)を経験している。出典 ユニセフ(2014:96) [Hidden in Plain Sight: A Statistical Analysis of Violence against Children.](#) New York: United Nations Children's Fund.
82. Castañeda, Jan Gabriel Melendrez (2017). [Bata at Bahaghari: Experiences of LGBT Children.](#) ASC Discussion Series No. 1. Quezon City: ASEAN SOGIE Caucus.
83. Delores E. Smith (2018) 'Homophobic and Transphobic Violence against Youth: The Jamaican context'. [International Journal of Adolescence and Youth.](#) 23(2): 250-258.
84. UNESCO (2016) [Out in the Open – Education Sector Response to Violence based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression.](#) Paris: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation.
85. https://outrightinternational.org/sites/default/files/2022-09/ConversionFINAL_Web_0.pdf pp.37-42.
86. UN General Assembly (2020) [Practices of so-called "conversion therapy"](#). Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity. Human Rights Council, 44th session, 15 June – 3 July 2020. A/HRC/44/53.
87. UN General Assembly (2020) [Practices of so-called "conversion therapy"](#). Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity. Human Rights Council, 44th session, 15 June – 3 July 2020. A/HRC/44/53.
88. 第5条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な、品位を傷つける扱い又は懲罰を科せられない」と断言している。
89. UN Committee the Rights of the Child (2016) [General comment No. 20 \(2016\) on the implementation of the rights of the child during adolescence.](#) CRC/C/GC/20, Paragraph 34.
90. Human Rights Watch and Justice for Sisters (2022) ["I Don't Want to Change Myself" Anti-LGBT Conversion Practices, Discrimination, and Violence in Malaysia.](#)
91. Jaffray, Brianna (2020) *ibid*; Müller, A. et al (2021) *ibid*; Wilson, Bianca D. M. et al (2021) [Health and Socioeconomic Well-Being of LBQ Women in the US.](#) Williams Institute, UCLA School of Law, p 26. See also Human Rights Watch (2011) *ibid*; IACHR (2015) *ibid*, para 360.
92. Human Rights Watch (2011) *ibid*; IACHR (2015) *ibid*, para 360.
93. Jaffray, Brianna (2020) 'Experiences of violent victimisation and unwanted sexual behaviours among gay, lesbian, bisexual and other sexual minority people, and the transgender population, in Canada, 2018'. [Juristat](#) pp. 6-7.
94. Müller, A. et al (2021) 'Experience of and factors associated with violence against sexual and gender minorities in nine African countries: a cross- sectional study'. [BMC Public Health.](#) 21:357
95. Müller, A. et al (2021) *ibid*.
96. Human Rights Watch (2011) ["We'll Show You You're a Woman": Violence and Discrimination against Black Lesbians and Transgender Men in South Africa.](#) New York: HRW
97. Human Rights Watch (2011) *ibid*; IACHR (2015) *ibid*, para 360.
98. 実際、最近のある量的調査は、調査者が調査したあらゆる要因の中で、強制結婚の経験が、多様なSOGIESCを持つ人びとに対する性的・身体的暴力の可能性を理解する上で有力な要素であることを示唆している。出典: Müller, A. et al (2021) *ibid*.
99. Human Dignity Trust (2016) ["Breaking the silence: Criminalization of Lesbian and Bisexual Women and its Impacts"](#)

100. CREA (2012: 97-100) [Count me in!: Research Report on Violence Against Disabled, Lesbian, and Sex-working Women in Bangladesh, India, and Nepal.](#)
101. Obono, T. (2020 February 10). I didn't want to be a mother. New Internationalist. <https://newint.org/features/2019/10/16/long-read-queer-equatorial-guinea>
102. Human Rights Watch (2008) These Everyday Humiliations: Violence Against Lesbians, Bisexual Women, and Transgender Men in Kyrgyzstan, p.13-14 and p.37.
103. 多様なSOGIESCを持つ人びとは、家族の「名誉」を守り、社会的スティグマを避け、SOGIESCを「矯正」するために、多くの場合、親戚や虐待者から異性婚を強要され、圧力をかけられ、辱めを受けるかもしれない。
104. アメリカのある調査データによると、バイセクシュアルの女性は異性愛者の女性よりもIPVを報告する可能性が高く、親密なパートナーからの性的暴行(IPSA)を報告する可能性も異性愛者の女性よりも高い。年齢、人種・民族、障害、性自認もIPVやIPSAを経験する強い要因である(Brown, Taylor N.T. and Herman, Jody L. (2015) Intimate Partner Violence and Sexual Abuse Among LGBT People: A Review of Existing Researchを参照のこと。Williams Institute, UCLA School of Law. Waters, Emily (2016) [Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, and HIV-Affected Intimate Partner Violence](#) in 2015を参照のこと。New York, NY: National Coalition of Anti-Violence Programmes. 南アフリカのある調査は、レズビアンは性的指向の監視を避けるために異性間のパートナーシップを結ぶことがあり、そのような関係の中で男性からのIPVを経験することがあると指摘している(Mampane, Johannes N. (2020)を参照のこと)。Susceptible Lives: Gender-based Violence, Young Lesbian Women and HIV Risk in a Rural Community in South Africa. Journal of International Women's Studies, 21(6), 249-264)。南アフリカやブラジルを含む6カ国におけるMSMとIPVの比較調査の1つに、IPVに関する「暴力報告の普遍性」が見られた(Finneran C, Chard A, Sineath C, Sullivan P, Stephenson R. Intimate Partner Violence and Social Pressure among Gay Men in Six Countriesを参照のこと。West J Emerg Med. 2012 Aug;13(3):260-71. doi: 10.5811/westjem.2012.3.11779.)。
105. UN OHCHR (2019) *ibid.*
106. Müller, A. and Meer, T. (2018) [Access to justice for south African lesbian, gay, bisexual, and transgender survivors of sexual assault: A research report.](#) Cape Town: Gender Health and Justice Research Unit.
107. UNESCO (2016) Out in the Open – Education Sector Response to Violence based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression. Paris: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation.
108. Centre for Feminist Foreign Policy (2021) Power Over Rights. Vol I. Berlin: CFFP.
109. Human Rights Campaign (2020) New CDC Data Shows LGBTQ Youth are More Likely to be Bullied Than Straight Cisgender Youth [Online Article]を参照のこと(2022年11月14日アクセス)。
110. IGLYO (2021) [LGBTQI Inclusive Education Study](#), p.17-25.
111. Plan International, Transform Education, UNGEI and UNICEF (2021) [Gender Transformative Education: Reimagining education for a more just and inclusive world.](#) New York, NY: UNICEF
112. Shimanje (2019:5) cited in Stonewall (2020:41) [Out of the Margins.](#) London: Stonewall
113. UNESCO (2021:8-10) [Don't look away: No place for exclusion of LGBTI students.](#) Policy Paper 45. May 2021.
114. ILGA World (2022) State-Sponsored Homophobia.
115. Kosciw et al. (2018) cited in UNESCO (2021:9) *ibid.*
116. UNESCO (2016) [Out in the Open – Education Sector Response to Violence based on Sexual Orientation and Gender Identity/Expression.](#) Paris: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation, pp. 19-20.
117. UN Free & Equal (2024) [LGBTIQ+ Youth: Bullying and Violence At School.](#)
118. Bradlow, Josh and Guasp, April (2020) [Shut Out: The experiences of LGBT young people](#)

- [not in Education, Training, or Work](#). London: Stonewall
119. UNESCO (2016) *ibid*, pp.20-21
120. Poteat, V.P., Scheer, J.R., DiGiovanni, C.D. et al. (2014) 'Short-Term Prospective Effects of Homophobic Victimization on the Mental Health of Heterosexual Adolescents'. [Journal of Youth Adolescence](#), 43:1240–1251を参照のこと。
121. 学校風土の重要な役割については、以下を参考のこと: Low, S., & Van Ryzin, M. (2014). 'The moderating effects of school climate on bullying prevention efforts.' *School Psychology Quarterly*, 29(3): 306–319. Abreu,R.とKenny,Mに提出され、検討された調査を参照のこと(2017) 'Cyberbullying and LGBTQ youth: a systematic literature review and recommendations for prevention and intervention'. [Journal of Child and Adolescent Trauma](#).
122. Cooper, R.M. and Blumenfeld, W.J. (2012) 'Responses to cyberbullying: a descriptive analysis of the frequency and impact of LGBT and allied youth'. *Journal of LGBT Youth*. 9: 153-177.
123. Abreu, R. and Kenny, M. (2017) *ibid*.
124. Blumenfeld, W.J., and Cooper, R. M. (2010) 'LGBT and allied youth responses to cyberbullying: policy implications'. *The International Journal of Critical Pedagogy*. 3:114-133.
125. 具体的には、異性愛規範とは異性愛者に対する予想や思い込みであり、シス規範とは誰もがシスジェンダーであるという予想や思い込みであり、ジェンダー二元論とは誰もが女性か男性かという予想や思い込みであり、エンドセクシズムとは誰もが女性や男性の身体を持つという医学的・社会的分類に沿った性特性を持つという予想や思い込みである。
126. United Nations General Assembly (2022) [Violence and its impact on the right to health](#) *ibid*.
127. Brooks, Hannah et al (2018) 'Sexual orientation disclosure in health care: a systematic review'. [British Journal of General Practice](#). 68(668): e187–e196.
128. Brooks, Hannah et al (2018) *ibid*.
129. Heslin, K et al. (2008) 'Sexual orientation and testing for prostate and colorectal cancers among men in California'. *Med Care*. 46: 1240–1248
130. 例えばMinalga, Brian; Chung, Cecilia; Davids, J. D.; Martin, Alek, Lynn Perry, Nicole; and Shook, Alic (2022) *The Lancet*. 'Research on transgender people must benefit transgender people'. *Correspondence*. 399(10325): 628を参照のこと。
131. Please Project (n.d.) *The Pleasure Principles*.
132. Sofia Gruskin, Vithika Yadav, Antón Castellanos-Usigli, Gvantsa Khizanishvili & Eszter Kismödi (2019) Sexual health, sexual rights and sexual pleasure: meaningfully engaging the perfect triangle, *Sexual and Reproductive Health Matters*, 27:1, 29-40
133. Cornwall, Andrea, Jerker Edström, and Alan Grieg. 2011. "Introduction: Politicising Masculinities and Development", in Andrea Cornwall, Jerker Edström, and Alan Grieg (eds), *Men and Development: Politicising Masculinities*, pp. 1–18. London and New York, Sed Books. Page1: 「ある者は「性」を性別とみなし、性を私的で、恥ずかしく、介入の対象外であるとみなす。また、飢餓や気候変動といった喫緊の問題に比べれば、「性」は実に軽いものだと考える人もいる。性と開発のあらゆるセクターとの間に存在するつながりや、性がジェンダーと同様に、私たちの性生活よりもはるかに多くのことに影響することを認識している人はほとんどいない。
134. Ahmad, Ali Nobil. 2009. Bodies that (don't) Matter: Desire, Eroticism and Melancholia in Pakistani Labour Migration. *Mobilities* 4:3 2009, 309 - 327.
135. Runeborg Anna. (2008) [Sexuality: A Missing Dimension in Development](#). Concept paper for Sida.

136. Hafeez, Hudaisa et al (2017) 'Health Care Disparities Among Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Youth: A Literature Review'. *Cureus*. 2017 Apr; 9(4): e1184.
137. OHCHR (2021) [Comprehensive Sexuality Education](#). United Nations Independent Expert on Protection Against Violence and Discrimination Based on Sexual Orientation and Gender Identity – IESOGI. Reports on Gender, 2021.
138. Center for Feminist Foreign Policy (2021) [Power Over Rights: Understanding and Countering the Transnational Anti-Gender Movement](#). Berlin: CFFP. Vols I & II.
139. OHCHR (2021) *ibid.*
140. OHCHR (2021) *ibid.*
141. 2022年、ヨーロッパと中央アジアだけでも、9カ国が法的なジェンダー認定を受けるために強制不妊手術を要求し、28カ国が精神衛生診断を要求した。出典：TGEU (2022) [Trans Rights Map: Europe and Central Asia 2022](#)
142. Abreu, Roberto L. et al (2019) '[Parental reactions to transgender and gender diverse children: A literature review](#)'. *Journal of GLBT Family Studies*, 15(5): 461-485.
143. OHCHR (2019) [Human Rights Violations Against Intersex People: A Background Note](#).
144. MAG Jeunes LGBT (2018) [Global consultation: Inclusive education and access to health of LGBTI+ youth around the world](#). Summary report from MAG Jeunes LGBT with the support of UNESCO.
145. Bradlow, Josh and Guasp, April (2020) [Shut Out: The experiences of LGBT young people not in Education, Training, or Work](#). London: Stonewall
146. Just Like Us (2021) [Growing up LGBT+: The impact of school, home, and coronavirus on LGBT+ young people](#) pp. 9-12
147. Johnson, Michael J. and Amella, Elaine J. (2013) 'Isolation of lesbian, gay, bisexual and transgender youth: a dimensional concept analysis'. *Journal of Advanced Nursing*. 70(3): 523-532.
148. IQEの章も参照のこと。
149. MAG Jeunes LGBT (2018) *ibid*, pp.12-13.
150. [African Queer Youth Initiative website](#).
151. Fish, Jessica N. et al (2019) 'LGBTQ Youth-Serving Community-Based Organisations: Who Participates and What Difference Does It Make?' *Journal of Youth and Adolescence*. 48(12): 2418–2431.
152. Saleh, L and Sood, N, (2020). *Vibrant Yet Under- Resourced: The State of Lesbian, Bisexual, and Queer Movements*. New York and Amsterdam: Astraea Lesbian Foundation for Justice and Mama Cash, p.20.
153. Saleh, L and Sood, N, (2020). *Vibrant Yet Under- Resourced: The State of Lesbian, Bisexual, and Queer Movements*. New York and Amsterdam: Astraea Lesbian Foundation for Justice and Mama Cash, p.20.
154. Saleh, L and Sood, N, (2020). *Vibrant Yet Under- Resourced: The State of Lesbian, Bisexual, and Queer Movements*. New York and Amsterdam: Astraea Lesbian Foundation for Justice and Mama Cash, p.20.
155. 例えばPlan International (2020) *Getting it Right on SOGIESC*を参照のこと。
156. Organization Intersex International Europe (2020) [Intersex youth face discrimination, physical violence and harassment](#); Intersex Asia (2023) *Asian Intersex Statement 2023*.
157. 例えばRidwan, R. and Wu, J. (2018) "Being young and LGBT, what could be worse?" *Analysis of youth LGBT activism in Indonesia: challenges and ways forward*. [Gender & Development](#), 26(1), 121–138を参照のこと。
158. 例えば、2012年のクロアチアとスロバキア、2020年のハンガリーのように、同性カップルを排除する形で結婚や家族を法的に定義する憲法改正を確保しようとする動きである。それ以前の動きとしては、同性間の養子縁組の権利を制限するエクアドルの2008年の憲法改正がある。例えば以下を参照のこと：

- https://ilga.org/downloads/ILGA_World_State_Sponsored_Homophobia_report_global_legislation_overview_update_December_2020.pdf pp. 29-30.
159. UN Human Rights Council (2021) [The Law of Inclusion & Practices of Exclusion](#); Kuhar and Paternotte (2018) *Anti-Gender Campaigns in Europe: Mobilising Against Equality*. London: Rowman and Littlefield.
 160. Malta Declaration (2013) [Public Statement by the Third International Intersex Forum](#)
 161. Malta Declaration (2013) *ibid*.
 162. UN OHCHR (2019) [Background Note: Human Rights Violations Against Intersex People](#). Geneva: UN Human Rights Office.
 163. Light, Alexis D., Obedin-Maliver, Juno, and Sevelius, Jae M. et al. (2014) 'Transgender men who experienced pregnancy after female-to-male gender transitioning'. [Journal of Obstetrics and Gynecology 124\(6\)](#).
 164. Dwyer, E. and Woolf, L. (2018) [Down by the River](#). Edge Effect, Rainbow Pride Foundation, and Oxfam.
 165. Schiwal, Julia and Kuehnast, Kathleen (2021) [Why Gender and Sexual Minority Inclusion in Peacebuilding Matters](#). US Institute for Peace.
 166. 例えばHenri Myrtilinen and Megan Daigle (2017) [When Merely Existing is a Risk: Sexual and Gender Minorities in Conflict, Displacement, and Peacebuilding](#). [International Alert](#).を参照のこと。またWorld Bank (2020) [Sexual Orientation and Gender Identity in Contexts Affected by Fragility, Conflict, and Violence](#) [Working Paper]を参照のこと。
 167. OHCHR (2022) [From wars against diversity to an inclusive peace: Conflict-related violence based on Sexual Orientation & Gender Identity \(SOGI\)](#). Summary Report, IE SOGI.
 168. Pincha, Chaman (2008) *Indian Ocean Tsunami through the Gender Lens: Insights from Tamil Nadu, India*. Mumbai: Earthworm Books.
 169. For example, Dwyer, E. (2021) *The Only Way Is Up*. Edge Effect, and Roth, D., Blackwell, A., Canavera, M., and Falb, K. (2021) [Cycles of Displacement: Understanding Violence, Discrimination, and Exclusion of LGBTIQI People in Humanitarian Contexts](#). New York: IRC.
 170. GPP (2021) [Where are the Global COVID-19 Resources for LGBTI Communities?](#) New York: [Global Philanthropy Project](#)
 171. Edge Effect (2020) [Evaluation of the Project 'Strengthening Plan International's Support for LGBTIQ+ Adolescents'](#). Plan International and Edge Effect, p. 9-10.
 172. プラン・インターナショナルのLGBTIQ+の職員は、非LGBTIQ+の同僚より、自身を最大限に仕事で発揮できていないと感じている。これは特に、複数の不平等を経験しているLGBTIQ+の職員に見られる。異性愛者の男性職員の75%が、「職場で自身を最大限に発揮できる」よう支援されていると答えているのに対し、LGBTIQ+の女性やジェンダー・マイノリティの職員では、この数字は52%に過ぎない。Plan International (2020) *ibid*.
 173. Edge Effect (2020) *ibid*, p.56
 174. Edge Effect (2020) *ibid*; Plan International (2021) *Getting it Right on SOGIESC*.
 175. Feinstein International Center (2017) *Stop the Sexual Assault Against Development and Humanitarian Aid Workers*.
 176. GISF (2018) [Managing the Security of Aid Workers with Diverse Profiles](#).
 177. 例えば、プラン・インターナショナルの2021年の世界セーフガーディング調査結果によると、58%の職員がプログラム参加者の差別に関して懸念を抱いており、最も一般的な差別懸念は、ジェンダー/性自認、障害、性的指向、人種に関するものであった。
 178. プラン・インターナショナルの2021年の世界セーフガーディング調査結果によると、レズビアンまたはゲイを自認するプログラム参加者、および障害を持つプログラム参加者は、セーフガード報告の全分野において最も自信がなかった。さらに、さまざまな国や地域のプログラム参加者の推定4~8%が、多様なSOGIESCを持つ人びとに対する否定的な態度のために、報告をすることに消極的であった。



プラン・インターナショナルについて

プラン・インターナショナルは、子どもの権利を推進し、誰もが平等な世界の実現を目指し85年以上にわたり世界80カ国以上で活動する国際NGOです。一人ひとりの子どもが本来持つ力を引き出すことで地域社会に前向きな変化をもたらされることを信じて、子どもや若者、さまざまなステークホルダーとともに活動しています。特に、貧困や暴力、差別や排除によって弱い立場に置かれている女の子の支援に力を入れています。

子どもや女の子たちが直面している不平等を生む原因を明らかにし、その解決にむけ取り組むことで、子どもたちが生まれてから大人になるまで寄り添い、自らの力で困難や逆境を乗り越えることができるよう支援します。

**誰もが平等な世界の実現にむけて、
歩みを止めずに進んでいきます。**



Plan International Headquarters

Dukes Court, Duke Street,
Woking, Surrey GU21 5BH,
United Kingdom

T +44 (0) 1483 755155

F +44 (0) 1483 756505

E info@plan-international.org

www.plan-international.org

 facebook.com/planinternational

 twitter.com/planglobal

 instagram.com/planinternational

 linkedin.com/company/plan-international

 youtube.com/user/planinternationaltv

Published in 2024. Text © Plan International